

招集期日 平成23年3月7日(月曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第3委員会室

開 会 3月7日(月曜日)午前 9時30分

延 会 3月7日(月曜日)午後 4時39分

出席委員	委員長	永澤美恵子	副委員長	野口哲次
	委員	小出亘	委員	安道佳子
	委員	関谷真奈美	委員	向口文恵
	委員	宮岡治郎		

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	市民部長	福祉部長
	健康福祉センター所長	教育総務部長
	生涯学習部長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明 佐藤大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、平成23年度予算4件の計6件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日と8日の2日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、2日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第5号、6号の条例の審査を行い、次に議案第19号のうち所管のもの審査を行い、続いて議案第20号、21号、22号の各予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、委員長より申し上げます。本日の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

ここで、お諮りいたします。本日の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決しました。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

## △ 議案上程

### 議案第5号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

委員長 まず、議案第5号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

市民部長 おはようございます。議案第5号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

出産育児一時金の支給については、健康保険法施行令の一部の改正により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までとする、全国一律に出産育児一時金を4万円引き上げ、39万円とする暫定措置が実施されているところでございます。今回この暫定措置が終了する平成23年4月1日以降も、少子化対策の一環として恒久措置化することが国において決定されました。

本議案は、入間市国民健康保険条例においても、その趣旨を踏まえ、出産育児一時金の支給額を現行の39万円で恒久化したいものであります。

また、この特例にあわせ、産科医療保障制度等に加入する分娩機関において出産した場合は、現行の39万円に3万円を加算した42万円となるものでございます。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員 今の説明で、時限的なものが恒久化されるというふうなことで、39万円でこれからも入間市でもやっていきますというふうなことなので、これについてはよかったですと思います。この間、入間市の出産、この国保の一時金支給の状況、どのように人数推移しているのでしょうか、お願いします。

保険年金課長 決算数値から申し上げます。平成20年度197件、平成21年度177件、平成22年度、これは予算になります。当初予算220件組んでおりました。このたび補正2号で20件の追加をしていただきまして、240件ということでご承認をいただいております。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、22年度大きく伸びているというふうな状況ということでとらえてよろしいのでしょうか。

保険年金課長 平成22年度の補正を組んだ時点で今年度の見込み数を見ました。そうしますと、当初組んでいた220件を過ぎる可能性もございますので、20件追加させていただいた経緯でございます。

安道委員 そうしますと、23年度以降の見込み、どのように見込んでいるのかもあわせて。それから、金額的にどういうふうに移しているのかもお願いします。

保険年金課長 確かに平成21年度まで減少傾向にございました。それで、平成22年度につきましては、ここで前年を上回る件数になっておりますので、補正を組んだわけなのですが、金額的に申しますと、平成20年度決算額で7,018万円、平成21年度6,895万8,725円という金額でございます。

委員長 見込みはいいですか。

安道委員 あっ、そうそう。見込みが抜けてたんですね。

保険年金課長 見込み数失礼しました。一応今うちのほうも少子化対策ということで、国がこういう施策を組んでおりますので、今後伸びるのを期待いたしまして、今現在推移するか、それ以上伸びることを期待しております。

以上でございます。

安道委員 済みません。あわせてなのですけども、この出産の場所は市内あるいは市外、また里帰りしてとかと、そういうのは把握していらっしゃるのか。

保険年金課長 市内に2カ所しか産科医さんいませんので、ほとんどの方が市内ということで把握しているのですが、隣の狭山市、所沢市さんの方もいらっしゃいます。中には、里に帰ってという方もいらっしゃいます。詳しい数字は、ちょっととらえていないのですが。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第5号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時39分 休憩

午前 9時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第6号 入間市介護認定審査会条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第6号 入間市介護認定審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

福祉部長 議案第6号 入間市介護認定審査会条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

入間市介護認定審査会は、保健、医療、福祉に関する知識経験者により構成され、判定委員会を設置して要介護認定申請者の要介護度について、審査、判定を行っております。

現在、認定審査会委員36人、判定委員会6委員会で構成しておりますが、要介護認定申請件数の増加に対応するため、委員数を36人から48人に、判定委員会を6委員会から8委員会にそれぞれふやしたいものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

向口委員 それでは、この認定の件数について、大体どのくらいで推移しているのか、教えていただきたいのですけれども。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

認定の申請件数につきましては、平成18年度が4,514件、平成19年度が4,387件、平成20年度が4,863件、平成21年度が5,041件でございます。

向口委員 それでは、改正の理由とありましたけれども、この人数をふやすということは、この件数がやはり多くなっているということよろしいわけですね。

高齢者福祉課長 今お話があったとおり、件数がふえていますので、その審査を適正に進めていく上でこのような人数をふやして体制を整えるということで理解しております。

安道委員 関連してです。そうしますと、この間申請から認定まで時間が一定かかっているというふうなこともありましたけれども、この点の改善、この人数にすること、あるいは回数をふやすことでそういった問題は改善されるのか。また、今後の見通しなどもお願いします。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

ただいまの現時点の、これ平成21年度の関係なのですけれども、認定までの平均日数が39日ということになっておりまして、この関係につきましては今回お認めいただければ、当然件数の処理も若干早くなるかなというふうに考えておりまして、そういうことが一概には、例えば主治医の意見書の関係とか、ご本人の医療機関の受診がおくれるとか、そういう若干の要因はございますけれども、基本的には日にちも含めて改善されるようなことが期待されると考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第6号 入間市介護認定審査会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時44分 休憩

午前 9時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 次に、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

#### 概要説明

健康管理課長 おはようございます。平成23年度入間市一般会計歳入歳出予算のうち、健康管理課所

管の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。予算説明書の事項別明細書18、19ページをごらんください。19ページ中段の款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち健康診断料2,975万5,000円は、前年度当初予算に対し621万6,000円の増額で計上いたしました。増額の理由は、センターで行う人間ドックの受診枠を1日10人から15人にふやすことができたことが主な要因です。

次に、22、23ページお願いいたします。中段、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費等補助金880万1,000円は女性特有のがん検診に伴う国の補助金で、補助率の変更により、前年度当初予算に対し1,267万9,000円の減額で計上いたしました。

次に、34、35ページお願いいたします。雑入の中ほどの夜間診療所利用者徴収金2,373万9,000円は、狭山市との共同により1週間を通して夜間診療を実施するもので、当市は日、月、木、土の夜間を担当しております。新型インフルエンザの流行時に比べ、1人当たりの診療単価の減少により、前年度当初予算に対し57万1,000円の減額で計上いたしました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。事項別明細書の90、91ページをごらんください。91ページ下段の目5健康福祉センター費、大事業、健康管理機器整備事業、中事業、検診機器整備事業5,131万2,000円は、平成15年に健康福祉センターがオープンして以来利用しておりました各種成人健診用システム及び検診機器がリースアップしたことに伴い、平成21年度から3年度間で計画的に機器の入れかえを行っているもので、前年度当初予算に対し1,220万8,000円の増額で計上させていただきました。

事項別明細書92、93ページをごらんください。93ページ上段の目5健康福祉センター費、大事業、夜間診療所管理運営事業2,408万1,000円は、前年度当初予算に対し127万9,000円の減額で計上させていただきました。これは、流行を前提とする新型インフルエンザに対応する医薬材料費を減額するものでございます。

最後に、同じページの中段、目6予防費、大事業、生活習慣病対策事業のうち健康診断事業2億1,386万2,000円は、前年度当初予算に対し993万円の増額で計上させていただきました。増額の主な理由は、センターで行う人間ドックの枠が1日10人から15人にふえたことや各種検診の受診者数を過去の実績を参考に算出し、見込んだものでございます。

以上が健康管理課所管の主なものの概要でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

親子支援課長 それでは、親子支援課所管の予算につきまして、主要な項目や変更のあったものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。予算説明書26、27ページをごらんいただきたい

と思います。款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち、説明欄下段、妊婦健康診査支援基金補助金3,172万4,000円につきましては、妊婦健康診査14回分の公費負担のうち9回分に対する県補助金で、2分の1が補助されるものです。

次に、次のページ、28、29ページをお開きください。同じく目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち、説明欄上段、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金6,634万9,000円につきましては、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の公費助成に対する補助金で、国の基準額に延べ接種回数を乗じた額の9割に対して、2分の1が補助されるものです。

なお、いずれの補助金も、国の臨時特例交付金を県が受け入れ、基金、補助金として各市町村に交付されるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算説明書の92、93ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目6予防費6億541万3,000円のうち、親子支援課所管のものについてご説明申し上げます。

説明欄中段、大事業、予防事業のうち、中事業、乳幼児予防接種事業1億8,516万7,000円は、予防接種法に基づく各種予防接種の実施に伴う委託料が主なものでございます。なお、前年度対比で4,580万5,000円の増額となっておりますが、これは主に日本脳炎予防接種について、22年度に接種した方が23年度に1期追加分1回を接種するための経費及び接種勧奨を控えていたため、接種の機会を逃した者への対応を図るための経費などにより、増額となっております。

次に、同じく中事業、子宮頸がん等ワクチン接種事業1億4,779万9,000円は、国の交付金制度を活用し、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種について、全額公費助成をするための経費です。

次に、目7母子保健費1億4,309万6,000円につきましては、母子保健法に基づく母子の健康増進を図るための健康指導や妊婦、乳幼児の健康診査を実施するための経費でございます。

説明欄、大事業、母子保健推進事業1,924万4,000円のうち、中事業、母子保健システム等運用事業912万7,000円は、母子保健業務に関するシステム委託料等が主なものです。なお、前年度対比で149万9,000円の増額は、主に子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種等の履歴管理を行うためのシステム改修費に伴う増額となっております。

次に、説明欄、大事業、妊婦・乳幼児健診事業1億2,385万2,000円のうち、中事業、妊婦健診事業1億945万1,000円は、妊婦健康診査14回分の経費となります。なお、前年度対比で727万円の増額は、新たに検査項目として、HTLV-1抗体検査やクラミジア検査が追加されたとともに、助成額の単価見直しがあったことから増額となったものでございます。なお、これらの検査項目の追加や助成額の単価見直しは、埼玉県内の各市町村が統一して行う

ものでございます。

次に、次ページ、94、95ページをお開きください。目8健康福祉費3,458万4,000円のうち、説明欄中段、大事業、発達支援事業543万4,000円は元気キッズ関連経費で、おおむね前年のとおりとなっております。

なお、ここで、ヒブ、肺炎球菌ワクチンにつきまして情報提供をお話ししたいと思います。ご承知の議員さんもおられるかと思いますが、ワクチン接種に関しまして死亡例が4件報告されました。これを受けまして、3月4日付、国の厚生労働省より、死亡例との因果関係の評価を実施するまでの間、接種を一時的に見合わせる旨の通知がございました。当市といたしましても、この国の情報を確認しながら今後の対応を図ってまいりたいと思います。

以上で親子支援課所管の予算について説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長 それでは、健康福祉課所管の予算についてご説明いたします。

予算事項別決算書の18から19ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、備考欄中、健康福祉センタートレーニング室使用料1,500万円につきましては、トレーニング室の個人利用に伴う使用料であります。トレーニング室利用者の平成22年9月末日現在における同年同月比較は、総体では伸びております。この内訳といたしましては、60歳以上の方が大幅に増加し、他の年代では減少あるいは微増となっております。また、使用料につきましては、前年同月比較において微減となっております。このため、週平均収入額を前年度と同額の30万円と見込み、50週分、1,500万円を予算計上いたしました。

続きまして、予算説明書26から27ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち、説明欄中、地域自殺対策緊急強化交付金101万7,000円につきましては、自殺者が平成10年から13年連続して3万人を超える中、地域における自殺対策を強化するため、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化することを目的に交付されるものです。この補助率は、10分の10となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。94から95ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目8健康福祉費3,458万4,000円のうち、健康福祉課所管の予算は、備考欄中、健康づくり推進事業2,431万6,000円、地域福祉推進事業483万4,000円の計2,915万円となっております。

健康づくり推進事業2,431万6,000円につきましては、トレーニング室の管理運営を伴う委託料がその大部分を占めております。そのほか、トレーニング機器借上料及び血管若返り教室、生活習慣病ミニセミナー等の各教室事業における経費が主なものです。また、健康づく

りネットワーク構築事業につきましては、平成22年度に西武地区について着手いたしました。平成23年度におきましても、4地区目として金子地区において地域の健康づくりの活動の核となる人材を発掘、養成するため、健康づくりマネジャー養成講座を計画しております。

大事業、地域福祉推進事業のうち、中事業、障害者・高齢者自立支援事業454万1,000円につきましては、リハビリテーション相談、専門医によるこころの健康相談等相談事業の実施に伴う作業等賃金、報償費、ボランティア団体及び当事者団体等の活動を支援するための録音システム機器、点訳機等の借上料、また先ほどの歳入における地域自殺対策強化交付金に対応し、計上した自殺対策講演会及び研修会等報償費、自殺対策事業消耗品費が主なものです。

以上で健康福祉課の概要説明といたします。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入は、歳出に関連して質疑を願ひます。

まず、款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を願ひます。

安道委員 それでは、健康福祉センター、この事項別明細書92ページから93ページの夜間診療所の関係になりますけれども、この制度がスタートして決算では、大きく利用者があったというふうなことで決算のときに報告があったのですけれども、22年度はどのように推移したのか、お願ひします。

健康管理課長 21年度につきましてはインフルエンザが相当な猛威を振るいまして、人数がばあっとふえたわけなのですが、今年度につきましても狭山市と共同で進めておりまして、現在2月末まで患者さんが2,277名というところで、190日間実施したところで2,277名というところで推移しております。

安道委員 そうしますと、前の新型インフルエンザが猛威を振るったときには、1日の中でマックス50人以上来るというふうな事態もあったようですけれども、今年度についてはそのような状況はなかったのか。あと、いわゆる時間延長するような状況というのは何日間ぐらいあったのか、状況をお願ひしたいのですけれども。

また、それ今回、今年度の状況を見込んで来年度の予算にというふうなことでたしか減額で予算計上されていますけれども、その辺のところをお伺ひします、見込みも含めて。

健康管理課長 今年度につきまして時間延長というの、通常患者さんが見えたときは、その患者さんに合わせて時間は随時、適宜延長はしていただいておりますけれども、前年度のように午前零時を回るとか、そういうふうなことというのはもうほとんどないような状況でございます。

来年度につきましては、やはり今年度当初もそうなのですが、若干インフルエンザがはやるといような部分で当初を組んでいる部分もございました。ただ、今年度もこの冬場で

若干上がってきたということはございますけれども、来年度につきましては一応そのようなことはないだろうというところで、新型インフルエンザについての医薬材料費という部分について減額をして予算を組ませていただいたという状況でございます。

安道委員 急ぎ子供を連れていきたいというふうなことで、緊急にぎりぎりの時間で受け付けというふうな状況というのはあるのかどうなのか。それから、みんなそういうふうにいるのが受け付けられているのか、ちゃんと受け入れられているのか、そういった状況どうなのでしょう。

健康管理課長 7時半から10時半まで受け付けをしていただいておりますので、時間内に入ってきて、受け付けはしていただいて、その後に診療をしていただいているというようなことでございます。

安道委員 ぜひ今年度のマックスの状況とか把握していればお願いします。

健康管理課長 大変申しわけないのですが、今この場でマックスというのが、1日のマックスについて、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので。

安道委員 後で報告をお願いします。

健康管理課長 はい、済みません。

向口委員 それでは、予算説明書の91ページなのですが、目5の健康福祉センター費のうち施設管理運営費の維持管理費なのですが、昨年度に比べて400万円ほどふえているのですが、これについてちょっと教えていただきたいのですが、

健康管理課長 これにつきましては、見積もりを毎年とっておったのですが、一番安かった業者といますか、毎年委託先であった業者の見積もりを参考に今までは予算計上をさせていただいたわけなのですが、実際今後を考えたときに、この業者さんがいなくなってしまうとか、そういうときにはここはとれないと、契約ができなくなってしまうということも考えられますので、23年度からは2社からいわゆる見積もりをとりました。それともう一つ、今年度の2番手の業者さんの見積額を平均しまして予算計上をさせていただいたということ、ちょっと安全面を見ているというような部分で計上させていただきました。

向口委員 済みません。またちょっと違う質疑なのですが、予算説明書の93ページ、予防費のうち子宮頸がん等ワクチン接種事業なのですが、子宮頸がんのワクチンなのですが、ちょっとこのワクチンが危ないのではないかというような、そういう情報が流れたようなときもあったのですが、それに対して何か質問ですとか、問い合わせですとか、そのようなことはどうだったでしょうか。それに対してまた回答というようなことは用意していらっしゃるのでしょうか。

親子支援課長 特にそのようなことでの質問というのはございませんでした。もしそういうことのご質問があった場合でも、やはりこれに関しては国の予防接種審議会の予防接種部会で十分議

論されて実施するというございますので、その内容に基づいて実施するというござ説明はしていきたいと思ひます。

関谷委員 今のに関連しまして、子宮頸がん等ワクチン接種予防事業についてなのですけれども、国から県に交付金が6,634万円出て、それが市に入ってきました、残りの約8,000万円が市の単独予算と思ひているのですけれども、再来年度以降もこれは、差額は市がずっと出していく予定なのでしょうひか。

親子支援課長 この補助金につきましては、一応23年度限りということにはなっているのですけれども、その後の動向につきましてはまだ国のほうでも確定したことは申していませんので、今後国の動向を見ながらまた市としても判断をしていきたいと思ひます。

関谷委員 そうしますと、場合によっては市単独で全額補助するというごも考へているのでしょうか。

親子支援課長 つけ加えてご説明しますと、国が今考へているのはそれを定期の予防接種法上に位置づけるかどうかということも含めて今検討しているところひです。定期の予防接種に含まれますと、それは市の予算でということになりますけれども、交付金の対象事業ということになりますので、交付金で措置がされるということになります。ですから、その辺も含めて今国のほうで検討しているところひございますので、今後その動向を見ていきたいところひございます。

小出委員 地域自殺対策緊急強化交付金のことひお聞きしたいのですけれども、今年度ひ、入間市の自殺者の数等はおわかりひしょうひか。

健康福祉課長 平成22年分の警察庁の自殺データの、これはあくまでも暫定値ということひお願いしたいのですけれども、確定値ではないということひ、その資料によりますと、22年については、全国が3万1,280人、県が1,709、市については29という数字が出ております。

小出委員 これ推移はどのようになっひているひしょうひか、ここひところひの何年ひか。

健康福祉課長 ちょっと資料としては、21年と22年しか持つてこなかったのですけれども、市だけで言ひますと、21年が51人、それが22年は29人ということひなっひています。

小出委員 そうすると、大分減ったということひなりますけれども、今ひところひ減っひているのですけれども、この要因としてはどうひことが考へられますひしょうひか。

健康福祉課長 昨年、県補助金をいただきまして、啓発活動は入間市ひやりました。その結果と言ひればいいのですけれども、そうは言ひえない可能性というひはあります。これも一口に言ひえないのですけれども、ただ県のほうも、新聞紙上でも出ておりましたように、統計とかとつてチェックリスト等ひやって、結構やっひていただひています。そういう結果も出ておひると思ひます。また、啓発活動ひですか、市のほうひ。その効果も出ておひるというふうひここでは言ひたいのですけれども。

小出委員 では、もしわかればあれなのですからけれども、この自殺の原因の内訳等がありますでしょうか。

健康福祉課長 ちょっとそのデータがまだございませんので。ただし、一般的には健康問題というのが今一番多いと。

小出委員 市で健康福祉センターに電話等で自殺相談もあると思うのですけれども、これ申し込みと  
いうか、相談受けた件数とかわかりますでしょうか。

健康福祉課長 自殺の電話については、いのちの電話等は県でやっておりますので、特にうちのほう  
ということはないわけです。ただし、各種相談をお受けしていますので、その中での関連し  
たそういうお話、相談というのはありますけれども、ちょっと今その資料というのは持ち合  
わせありません。

小出委員 最後に、自殺した方の前職と  
いうか、多分経済的な問題がすごく大きいと聞くのですけれども、職業を失ったりして、それで自殺というケースも考えられることが多いと世間では思  
うのですが、入間市で亡くなった方の前職と  
いうか、職を失った方のそういうデータは把握  
されていますでしょうか。

健康福祉課長 申しわけありません。入間市のほうのそのデータはございません。と  
いうか、把握  
していません。

安道委員 一生懸命市のほうで取り組んでいただいているというふうな経緯今お話し  
いただいたので  
すけれども、ちょっと水を差すようなと  
いうか、あれなのですが、新聞紙上で入間市内在住  
の方が2人白骨死体で発見されるというふうなことが、きのうですか、新聞で出て非常にシ  
ョッキングな思いになったのですけれども、どう  
いうふうな……

〔(それはどういう関連なんですか) と言う人あり〕

安道委員 ええ、今自殺の話もあったからなのですからけれども……

〔(それ特定しちゃだめだよ。自殺じゃないのかも) と言う人あり〕

安道委員 そう、それがわからないので……

〔(それはここで、先入観持って言ったらだめだよ) と言う人あり〕

安道委員 いや、先入観ではなくて、これからそういう実態把握という点では、今いろいろ聞く中で、  
これからも実態把握に、相談とかの対応をしていただくというふうなことでやっていただけ  
ると思いますけれども、やはりさまざまな形で実態把握とか、そういうふうなことに  
対応し  
ていただければというふうなことで、今後のそういうふうな取り組みとか対応について、お  
聞きしたいと思います。

健康福祉課長 自殺対策ということですので、まずは早期発見ということが一番大事だと思  
うのです。  
それで、当然先進地としては、富士宮市ですか、また厚生労働省のほうも、ま  
ずはうつ病も  
大きな原因になりますので、そのチェックシート等も厚労省のほうの書式もあ  
りますので、

入間市としてもそういうものをいろいろ把握して、研究してこれからまたやっていきたいと、そういうふうに考えております。

宮岡委員 自殺された方の人数については今伺いたしまして、あと自殺の発生の率というのですか、割合というのですか、人口多分10万人当たりとか、そういった場合、国の統計と埼玉県  
の統計と入間市の統計というのはあるのですか、そういうものというのとは。

健康福祉課長 毎年その年中の自殺の概要、資料というのが、警察庁の生活安全局生活安全課という  
ところから出ております。そこで、主なものは国なのですけれども、それと県とか、市とか、  
そういうどのぐらいの人数というのとは出ております。ただ、おおむね国のほうの方向性と当  
てはまる、埼玉県入間市が当てはまっているものだというふうには感じております。

それで、このごろ警察署のほうでも、自殺についての資料というものを、市のほうから言  
うと出していただくようになりましたので、またそれらの資料を参考にして、地域の特性と  
いうのは当然あると思いますので、それを考えてまた自殺対策のほうでやっていきたいとい  
うふうに思っています。

向口委員 それでは、説明書の93ページ、予防費の新型インフルエンザワクチンの接種助成事業なの  
ですけれども、これは10万円ということで上げていただいているのですが、この助成事業の  
説明と、あとこの10万円で大丈夫なのかなという気がするのですが、どうなのでしょう。

健康管理課長 これは、ワクチンの接種をする非課税世帯の方、生活保護世帯の方、それと中国残留  
邦人の方に対する全額助成制度でございまして、それは今年度に接種された方が出しおくれ  
て、申請しおくれて、来年度に入ってから還付をしてくださいというようなことが起きた場  
合に、来年度の予算で対応するということととってあるもので、額はこの程度で十分では  
ないかというふうに考えております。

宮岡治郎委員 93ページです。目6 予防費の中の大事業、生活習慣病対策事業、小事業、健康診断事  
業です。先ほどのご説明で人間ドックですか、昨年対比993万円の増額というふうに伺いま  
して、1日当たり10人から15人にふえたということですが、これは例えば機材の発達  
などによりまして、お1人当たりの受診の時間が短縮されたとか、そういうようなことなの  
ですか。

健康管理課長 これにつきましては、人間ドックが以前から予約の方も多くて、要望もあった、もう  
ちょっとできないかというふうな要望もございました。

それで、これが枠を上げるために臨床検査技師というものが必要になるわけです。そこで、  
前々からちょっと医師会のほうにお願いをしてパートさん、午前中のパートタイムの技師さ  
んを探していただいていたわけなのですが、なかなか条件がよくないわけです、週のうちの  
1日の午前中ということで。そこが医師会さんのご努力によりまして見つけていただくこと  
ができて、それで配置を週1日4時間で技師さんをつけていただくことが22年、今年度

からできたのです。それによって枠が5枠広げることができたということでございます。

宮岡治郎委員 こういうのって私も素人ですけども、恐らく診断のいろいろな装置ですか、かなりの額になっているわけで、そういう人員配置を充実することによって、そういった機材が十分に活用されるということと解釈してよろしいのですか。

健康管理課長 機器も入れかえをして、精度のいいものになってきており、全体的にアナログ化からデジタル化というような方向で、ある意味ではスピードアップとか、精度アップというのはあると思いますが、今回のこの人間ドックにつきましてはやはり人がかかわることといえますか、この技師さんがやはり必要だということで、これが実現したということになります。

野口委員 では、予算書95ページ、目8健康福祉費のうち健康づくり推進事業、大部分がトレーニング室のお金ということですけども、事業的には地域での健康教室や地域の健康づくりネットワーク構築事業を進められているということですが、高齢者福祉課所管、実施はほとんど地域包括センターだと思えるのですけれども、実施事業において類似のものというものについてご説明お願いできますか。事実関係、類似のもの。

健康福祉課長 当課で行っております健康づくりネットワークということについては、各地区、6地区に組織をつくるということになっています。また、各地区で高齢者の方の介護、福祉、健康、医療、さまざまな面で支えているのが地域包括支援センターというように思っております。高齢者に対する健康づくりということは、当然地域包括支援センターも当課もやっているわけなのですけれども、若干意味合いというのが法律的には違っているものですから。ただ、同じ高齢者の健康づくりということなものですから、地域支援センターのほうともこれから連携をして高齢者の健康づくりということに当たっていきたいというふうに、そういうふうに思っています。

野口委員 申しわけないのですけれども、まず事実関係を確認しないことにはこちらも考えようがないので、その調整、連携というのは最後の質疑でもちろんとってある質疑なのだけれども、その事実関係を、ちょっとどういう健康づくり教室というか、そういった、この事業が似ていて、かつネットワークについても、例えば包括支援はいろいろなものをつくって、その卒業生で組織をしようとしていますよね、各地域で。だから、そういうネットワークも似ているので、どういったものが似ているのかということをもまず説明していただいて、だから転倒予防とか、かむ力とか、いろいろなものがあるではないですか。そういう具体的な教室もしくは認知的なものについては包括しかやっていないとか、細かいことはいいですけども、似ているものについてまずちょっと説明願えますか。それはどれだけ把握している。つまり自分たちのやっている事業について、これについては似たものを包括がやっているよみたいな認識があると思うので、ちょっとその点のご説明をお願いします。

健康福祉課長 当課については健康づくりということをやっていますので、児童から高齢者というよ

うにお考えいただきたいと思います。

野口委員 ええ、そうですね。

健康福祉課長 そうですね。それで、その中で高齢者を対象としたものについては、65歳以上の運動教室とか、あるいは肩凝り、腰痛とか、そういうものはちょっと重複しているというふうに思っています。ただ、その中で転倒とか、そういうのも含めているのですけれども、若干内容についてはその地域福祉包括支援センターのやっている業務というものとは、うちのほうはちょっと性格は異にしている。それは、うちのほうとしては健康増進をもとに、それを対象としてやっておりますので。

以上です。

野口委員 では、そのニュアンスの違いがあるというのは、これからちょっと私も見てみたいと思うのですけれども、ただ地域のそのネットワークについては、市民というのは似たようなものと思うので、片や今4地区でマネジャーをつくる、ほぼでき上がっていると。一方では、包括がされている事業で、卒業生を含めて組織化しようとしている場合に、市民こんがらがると思うのです。そういった上で、組織づくりについてはやはり市民の誤解、混乱招かないようにしないといけないのですけれども、どんな認識お持ちですか。

健康福祉課長 健康づくりネットワークのほうの核となるようなマネジャー養成講座を行って、その中でチームをつくっていただきたいということになっています。ただ、その方たちの行っていただくというのが、その地域の特性、例えば高齢者が多い地区とか、ちょっとこれ例ですけども、お子さんがたくさんいて、それを遊んでくれる人がいない、そういうものも健康づくりの中に、範疇に入ってくると思います。ですから、うちのほうは高齢者だけを対象としていことではないのですから、その地域の特性に合った健康づくり、そこから全体の健康づくりに広げていくという、そういう目標を持って健康づくりネットワークというものの構築を今図っております。

野口委員 何か連携、調整に後ろ向きな気もしますけれども、実際似たようなものは連携、調整しないといけないと。具体的にお金と人を使っているわけです。ですから、各地域に点で押さえる場合にやっぱり調整して、似たような事業は調整しないといけない。あと、人の活用については、この健康づくり推進事業の2,431万6,000円という、ほとんどトレーニング室で、健康づくりでお金使っていない。そのポイントは何かといたら、そちらに人がいるからということでしょう。その人の活用についても、例えば地域包括は高いお金出して専門家に頼んで健康づくり教室やっている場合もあるわけです。そちらでやれる場合は、1時間あいていれば車で駆けつけことができますし、そういったこともできます。入間市がお金でやっていることですから。結構地域包括の負担分高いですから、入間市は。任意事業、介護予防事業。そういう意味では、これは再度言いますけれども、もう連絡協議会をつくるぐらいの気持ち

でこれから調整、連携していただけるかどうか、これ所長にお聞きします。

健康福祉センター所長 先ほどもちょっと説明あったのですが、健康づくりネットワークの趣旨は、本来その地区ごとの皆さんの人材を活用して、市がそこに直接ということではなくて、包括支援センターはどちらかというと、市から委託を受けて健康づくり事業を主体的にそこでやっているという、ちょっと若干違う部分があります。健康福祉センターのほうも、そういった意味では生活習慣病の予防対策ということで、いろいろな健康づくり、高齢者の方に対してもいろいろな教室やっていますので、そういった意味では65歳以上の人たちで重複する部分もございますので、これは市としてもやはり統一した形というか、考え方として連携して、より相乗効果のあるものを考えていきたいという思いもありますので、何らかの形でそういった機会をつくっていきたいというふうに考えております。

野口委員 では、次行きますと、同じく95ページですけれども、地域福祉推進事業の中の障害者・高齢者自立支援事業、これは予算概要というこの表になっているところに、ちょっと読み上げますと、精神障害者地域生活支援事業、自殺対策事業、高次脳機能障害支援とか、発達障害者支援とか、うつ支援とか、いろいろ今までちょっと日が当たらなかったところに行政も入り込むということで国、県等もやっているわけですけれども、ただその予算上のお金が20年度から比べて減っているのです。減っているといても、486万1,000円から454万円とわずかですけれども、ふえていないというところにちょっと若干違和感あるのですけれども、このお金についてはどういった感じで受け取ればいいのか。

健康福祉課長 おっしゃるとおり、22年度当初予算額と23年度予算額と比べて32万円の減額となっております。ただ、こちらにつきましては歳入のほうなのですけれども、先ほど申しました地域自殺対策緊急強化交付金、これについて30万5,000円前年度に比べて減額となっております。これ10分の10の補助率ということなものですから、その分が歳出のほうで30万5,000円は当然減っている。あとは、32万円と30万5,000円ですから、そう大差はないのですけれども、その関係で32万円の減額というふうになっております。

野口委員 もう既に予算案が示されていますから今さら直せとは言えませんが、やっぱりこういった大事な事業で市として何か事業的に拡大して、かつお金がもうちょっと要るなど。それは、1,000万円、2,000万円単位ではないと思うのです。多分それで数十万円か数百万円と思うのですけれども、そういった必要性というのは予算、去年のときから含めて事業拡大というか、何かこういった事業をしたい、お金も要るなどという、そういう検討されましたか。

健康福祉課長 まず、先ほどの交付金のほうの関係からなのですけれども、30万5,000円の減額というのは、これは備品購入費でちょっとインジェクターをもう買いましたので、今年度要らないということで。ちょっともう少し詳しく話しますと、県の予算というのは100万円が限度です、はっきり申し上げて。ただ、これ3カ年の、21、22、23年度の事業で、23年度終わる

のですけれども、県に問い合わせたところ、100万円を超えても結構ですということで、昨年、22年度は132万2,000円ですか、今年度は101万7,000円ということで計上させていただいたのですけれども、それらが、まず備品購入費というのが減って、そのほかの啓発事業、講演会とか、啓発費、街頭キャンペーン等も行っているのですが、それらは変わりません。

また、ではそれを引けばあと予算は前年度同額だというようなお話なのですけれども、先ほども議員がおっしゃられたように、当課については保健師、精神保健福祉士、社会福祉士というような、そういう専門職のマンパワーというのがありますので、知恵を絞って最少の経費で最大の効果を上げるというふうに頑張っています。

また、講演会等についても、終わった後にアンケートをちょっと実施して、どういうところが悪かったとか、よかったとか、そういうのも検討して、そういうのを考えて事業というの今現在しておるとい状況です。

野口委員 ご努力はわかるのですけれども、今やっている高次脳機能障害、発達障害、うつ病と、これ啓発講演会事業が主なのです。市民との相談においては、その専門家、精神保健衛生士ですか、ちょっとごめんなさい。そういった専門家の方が多分働いていると。ここでちょっと必要なのは、やっぱりそれぞれの専門家に来てもらうと。常に出るのではなくて、相談をコーディネートする、もしくは一定の割合で来て家族当事者と相談をしてもらうみたいに、専門家もやっぱり必要だと思うのです、やはり。そういう意味での専門家に来てもらうにやっぱり数万円単位でお金要ると思いますし、重なれば数十万円要ると。ですから、そういった形での専門家のさらなる活用というのですか、そういった面で検討されたのか、もしくはこれ今後必要として検討していくのか、その点だけお聞かせください。

健康福祉課長 現在のところは、先ほど申し上げましたように、専門職が頑張っておりますので、それで23年度予算組んだわけなのですけれども、おっしゃるとおりです。当然例えば専門職自体についても、専門の先生をお呼びして話し合いをしたほうが当然スキルアップになりますので。ただ、そういう試みは今現在の予算の中でもやっておりますので、精神保健カンファレンスと言うのですけれども、2カ月に1回担当職員ですか、その専門職を集めまして、先生をお呼びして、精神科医なのですけれども、それで会議を持っている、話し合いという、そういう場を設けております。ただそれを、今言ったように2カ月に1回ですので、一月に1回やるのかどうかという、まずそれはこれからちょっと検討させていただきたいと思います。

委員長 この際、委員として質疑を行いたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑をお願いします。

永澤委員 恐れ入ります。今さまざまな質疑を聞かせていただいたのですが、新型インフルエンザ対

策のところではちょっとお伺いをしたいと思います。

今回127万9,000円を減額されたということで、非常に新型インフルエンザが猛威を振るう場合と振らない場合というのは、これだけ違いがあるのかということに驚いたわけなのですが、今回前年度、その前の年でしたっけ、9月に大流行いたしまして、そのときにもっとふえるぞと言ったら、やっぱりうがい、手洗い、非常にそれが効果を奏して、冬はもっともつと来るのではないかと思ったのが抑えられたということがあるわけです。そのときにやっぱり小学校から大変ご苦労されて手洗いのものを用意されたと思うのですが、今回そういう予算というのはそのときの効果を生かしてどこら辺に入っているのか、まずちょっと教えていただきたいのですが。

健康管理課長 センターといたしましては、センターがその大流行期に入ったときに対応する分、センターで相談を受ける夜間診療所に対応する分ということで、新型インフルエンザに対する消毒とか、防護服とか、マスクというようなものにつきましては、ここの感染症対策事業というところで、この予算説明書でいきますと93ページの中段、感染症対策事業というところで40万円程度予算化をしてございますけれども、全体の話といたしましてはインフルエンザの対策マニュアルというのを作成をしたわけなのですが、それ21年度中に1度つくって、改定をしていますが、その中でその対策につきましてはその部署、部署の必要に応じてさまざまなものを手当てしていただくという考え方で策定しておりますので、それについてはセンターとしては、今回の新型インフルエンザの関係につきましては、全体のものについてはセンターとしては予算化はしていないという考えでございます。

永澤委員 この前はたしか国から緊急として予算計上されてきた中でお使いになったかと思うのですが、全体として、何かそんなような記憶があるのですが、これだけ効果があったということがわかった上では、どこかでやはりだれかが叫ばないと予算化されていかないのかなと思うのです。やはりなかなか保育園なんかだと、そのない中で、本当に消毒液を買うだけでも大変な思いをしたというお話も伺っているのですが、対策事業としてまず全体的にやっぱり健康福祉センターが声を上げていかないといけないのかなと部署的には思うのですが、そのような話し合いというのは今まで持たれたことはあるのでしょうか。

健康管理課長 先ほど申しました対策マニュアルを策定する段階で、今方向、方針としましては各部署で対策を実施していくというような形で話し合いの上でそのような方向を示させていただいたということです。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

向口委員 同じくやっぱり93ページのところなのですが、乳幼児の予防接種なのですが、最近はいろいろな乳幼児の予防接種がすごくふえてきていると思うのですが、特に生まれから学校に上がるぐらいまでの間にいろいろ接種しなければいけないものとか結構あって、親

とすれば非常にいつ何をどうやっていくかというのが結構大変なのかなという気がするのですが、そういった意味で例えば何か工夫をする、そういうお知らせ等わかりやすくしていただけるような工夫とか何か考えていらっしゃるでしょうか。

親子支援課長 今現在、定期の予防接種で実施しているのは、三種混合とか、麻疹、風疹とか、ポリオとか、BCGで、特に生後6カ月から7歳半の間で受けていただくということでお願いをしています。健康カレンダーのほうには接種の時期等をわかりやすく時系列的に載せてはおりますけれども、今後新たな予防接種というのが、今回のヒブ、肺炎球菌も含めて、今検討されているところがございます。そうなりますと、議員さんおっしゃるように、一定期間に何回も接種に行くということも実際あるかと思っておりますけれども、国としましては三種混合のように幾つかの予防接種が一つでできるような方法も多分検討はしていただけるのかなというところは期待しておりますけれども、そういう状況になるまでに関しては何らかの形で広報等は充実させていただきたいなと思います。

関谷委員 今のに関連してなのですが、乳幼児予防接種、日本脳炎の予防接種が増加したということだと思っておりますが、日本脳炎の予防接種少しの間接種事業を積極的にやっていないくて、積極的にやるように変わったと思うのですが、この告知は市報とか健康カレンダーでしたっけ、何か名前忘れちゃったけれども、そういうのでお知らせしていると思うのですが、自分というか、自分の保護者が対象者になっているかどうかはわかっている確率、何割ぐらいが自分のお子さんがその対象者になっていると想定しているのでしょうか。伝わりましたでしょうか。

親子支援課長 母子手帳のほうを確認していただければ、いつ、何回接種したというのは多分わかると思います。今後新たに、例えば平成23年度には、その接種機会を逃した者で、9歳と10歳になった者に対して1期が実施されてきていなかったもので、その方には積極的勧奨ということで個別に通知を発送したりして確認をしていただくということになります。そういうお答えでよろしいでしょうか。

関谷委員 個別通知をしているからほぼ100パーセントの方が自分のお子さんが対象者になっているとわかっているというご答弁でよろしいでしょうか。

親子支援課長 受けていらっしゃる方には通知は差し上げませんが、受けていない方に関しては積極的勧奨という法改正に基づく年齢に対しては個別でご案内を差し上げますので、それに基づいて接種をしていただくということになります。どのぐらい、何割ぐらいが自分のお子さんが受けているか、受けていないかというのは、ちょっとこちらでは把握はしていませんので、ご理解いただきたいと思います。

申しわけないです。こちらで接種履歴は確認することはできますので、全部を見れば市としてはどのぐらい受けていないかというのはわかります。

関谷委員 積極的に勧奨、積極的にやる、接種するということが変わったということ保護者の皆さんがどのくらい知っているとお考えでしょうか。

親子支援課長 それはこちらで広報して初めて知り得ることなので、広報をして、なおかつ積極的勧奨というのがこちらで個別に通知をするということですので、それを見てご確認いただいて、一定期間で受けていただくということになりますので、その時点で受けるということ承知していただくということになります。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

#### 概要説明

自治文化課長 自治文化課が所管する予算の主なものについて、歳入歳出一括してご説明申し上げます。

予算説明書の48、49ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費のうち、大事業、協働のまちづくり推進事業7,927万5,000円の内容は、市民活動センター中間支援業務、区長会・自治会報償金のほか、平成22年度からスタートした市民提案型協働事業の予算を計上したものです。

大事業、コミュニティ活動推進事業1,740万6,000円の内容は、各区自治会や区長会への各種補助金等の予算を計上したものです。中事業、集会所等整備支援事業、小事業、集会所等建設費補助金200万円は、西武地区第1区、豊岡地区鍵山1丁目自治会、同じく豊岡団地自治会の3自治会の集会所等改修事業に対する補助金を予定しております。

続いて、目12文化振興費ですが、50、51ページをごらんいただければと思います。大事業、文化行政推進事業456万1,000円の内容は、いるま太鼓セッション、市民大学並びに市制施行

45周年記念文化事業の予算を計上したものです。市制施行45周年記念文化事業として、入間市出身の元宝塚歌劇団トップスターで、元気な入間・生き生き功労賞を受賞した湖月わたる氏によるライブ&トークショーの実施を予定しております。

大事業、入間万燈まつり実施事業1,136万3,000円は、入間万燈まつり実行委員会に対する補助金及び文化振興のためにプロジェクトチームとして任命する職員スタッフの時間外勤務手当を計上したものです。

目13国際交流費のうち、大事業、姉妹都市・友好都市交流事業506万6,000円は、新潟県佐渡市、ドイツ連邦共和国、ヴォルフラーツハウゼン市及び中国、奉化市の市民交流等を推進するための経費です。平成23年度は、青少年及び中学生の異文化体験訪問団の受け入れ派遣事業、万燈まつり訪問団、市制施行45周年記念式典訪問団受け入れ事業並びにヴォルフラーツハウゼン市市制施行50周年記念式典公式訪問団派遣事業等を計画しております。

目14市民会館費、大事業、管理運営費、中事業、維持管理費1億2,966万7,000円並びに予算説明書の52、53ページの目15産業文化センター費、大事業、管理運営費、中事業、維持管理費1億2,854万5,000円は、財団法人入間市振興公社を指定管理者とした施設の管理運営に要する指定管理料です。

なお、市民会館費及び産業文化センター費の特定財源内訳、使用料及び手数料の840万円、1,200万円は、予算説明書18、19ページごらんいただければと思いますが、18ページと19ページになります。歳入の款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、説明欄の当該施設使用料であり、昨年度と同額を見込みました。

予算説明書52、53ページにお戻りいただければと思います。目16文化創造アトリエ費、大事業、管理運営費、中事業、維持管理費3,847万1,000円は、NPO法人入間市文化創造ネットワークを指定管理者とした文化創造アトリエの施設管理及び文化事業等を行うための指定管理料です。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入は、歳出に関連して質疑を願います。

款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を願います。

安道委員 48、49のところで、コミュニティ活動推進事業という中の自治会活動保険加入費補助金と、これは何か新規で入っているようなのですが、この内容について……

〔(新規……) と言う人あり〕

安道委員 新規ではないですか。では、私があればいいかな。いずれにしても、新しく入ったので、お願いしたいと思います。

自治文化課長 この自治会活動保険加入費補助金、こちらにつきましては、平成22年度まではその下のところにあります事務費というところの中で予算を盛っていたということです。土地借上料補助金であるとか集会所補助金と同等の予算ということで、単独の事業費として設定したものです。ですから、事業としては従前からあったものということになります。内容的には、各自治会が加入している自治会活動保険に対して定額の補助金を交付するというふうなことでございます。

委員長 ほかにございませんか。

関谷委員 同じく説明書の49ページ、目11市民活動推進費の中の協働のまちづくり推進事業の中の市民活動促進事業についてお伺いします。

市民提案型協働事業を行うと思うのですが、それについてお伺いします。始まったばかりの事業なのですけれども、前年度3団体を決めて、今度はもっとテーマも新しく設定したものも加えて新しくやるということなのですが、前年度、つまり今年度の反省会のようなものももう既に開かれているのかと思いますが、それを踏まえまして、平成23年度はテーマ設定の分は除いて反省を踏まえてどのように考えていくとお考えでしょうか。

自治文化課長 今年度から始まりました市民提案型協働事業ですが、事業期間が2月までということになっております。その事業報告会を3月17日に開催するというところでございます。現在その事業報告書を作成している期間ということで、その17日に行われます事業報告会につきましては、審査員の6名の方、それとあとその事業を行った担当の事務局の職員、それとあと平成23年度にテーマ設定を掲げている職員のところにも参加要請ということで話をさせていただいております。現時点では平成22年度の事業について総括をしているというところですので、その17日の報告会を受けて、問題点等について洗い出しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

関谷委員 3月17日までにちょっとまだはつきりしたことはわからないよということなのですが、現時点でも多分3団体から声が上がってきていると思うのですけれども、どのような声が上がってきているのでしょうか。

自治文化課長 団体さんからのご意見ということでお話ししたいと思います。テーマが審査会で決定して担当部署の職員との打ち合わせをして役割分担を決めていくというふうな形でスタートしていくわけです。流れといたしましては、会場を確保して広報活動をして、当日の事業運営というふうなところの中ですが、どうしてもこれは初年度でやむを得ないというところもあろうかと思いますが、現実的に担当する部署の中でのどうしても温度差が生じているの

ではないかというような声を伺っております。これらについても我々がコーディネーター役ということになりますので、担当部署のほうとの連携の中で、やはりこの事業に対する各部署での役割分担ということを整理して、ぜひ積極的な協働体制をつくっていきましょうというふうな考えは伝えておりますが、団体さんのほうからそういう声が上がっていることは事実でございます。

関谷委員　それで、おおむね3団体は次ももう一回手を挙げてみようかなと思っているとか、もうこれに懲りてやめようとしているかなとか、その辺はわかりますか。

自治文化課長　3団体のうち、ちょうど今報告書を上げて次年度もう一度という意味確認をしているところですが、3団体のうち2団体は次年度も、平成23年度も実施したいというような意向ということで話を伺っております。

関谷委員　では、新たな設定したテーマでのほうをお伺いしますけれども、どういった理由でそのテーマを設定されたのか教えてください。

自治文化課長　今年度から本来の形であるテーマ設定型もスタートするという形になりますが、時期といいますと、昨年の秋口になります。予算編成事務がスタートする段階で、各所属長に市民提案型協働事業の平成23年度のテーマ設定ということで案を出していただけないだろうか、そのような形での呼びかけをすべての部署の所属長並びに全職員に対して庁内メール等で配信をいたしまして、情報提供いたしました。各部署の中からボトムアップで、その事業の提案というものは我々としては期待をいたしておりました。そして、6事業について、各部署から手を挙げていただきまして、それらについて内容のほうを整理いたしまして、市役所の中にあります協働推進会議という組織がありますが、18の課長職で構成しておりますが、その18の課長職に6つの提案された事業に対して内容点検をさせていただいたと。その内容点検をした後に内部的な意思決定をいたしまして、市のホームページにアップをし、2月8日に事業説明会のほうをさせていただきまして、そこで実際に参加された方に対して内容を説明させていただいた、そんな流れになっております。

委員長　ほかにありませんか。

野口委員　では、ちょっとテーマですので、先に質疑させていただきます。

今テーマ設定提案事業ということで庁内取り組みのことの概要を教えていただいたのですが、これは私もホームページで見て、イベント、啓発、教室、調査研究というものなのですね、すべてが。市民活動といった場合、そういったものも必要ですけども、いわゆる継続的なサービス、公共的なサービス、継続というか単一でもいいですから、何かサービスを提供するという、そういったものについては、全く提案がなかったのですけれども、そういったところの各庁内のとらえ方、先にどういうとらえ方をしたのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

自治文化課長 今年度6つのテーマということですが、内容的には単年度あるいは2カ年継続で実施するというので、調査研究ということもありますが、その先にはそれを事業展開をしていくというような流れも当然あると思います。ですから、1年度だけの事業ということではなくて、初年度に行うことであって、それを2年、3カ年、必要に応じて継続的に実施できるようなものとして我々としては理解しております。そのような内容のもので、庁内的にも各担当課のほうで持っている課題解決ということで事業を選んでいただいたと、そういうふう認識しております。

野口委員 そうしますと、例えば地域交流サロンの研究事業というのは、実際既にサロンというのは動き始めているのだけれども、さらに調査研究をした上で事業的な支援をどうするかというふうに考えたいとか、例えば加治丘陵においても既にボランティアは動いているのだけれども、さらに植生等を含めて研究した上で具体的なボランティアの充実、市民の方の願いというのですか、そういったものと、そういうほかにも団塊支援とか親子支援はなかったのかな、上にありますね、子育て支援。つまり具体的なサービス、社会資源、それに取り組むための研究というか、前段階というイメージが庁内にもあったということですか。

自治文化課長 募集の段階では、あくまでも調査研究を前提ということは一切申し上げてございません。ただ、上がってきた内容としては、初年度に取り組む事業として現状把握であるとか、これからの発展性だとか課題の抽出だとか、そういうところから今回それをスタートして、それをもとにして事業展開をしていくというような事業が、今年度につきましては、そういうテーマが多かったと、そういうふうな内容でございます。

野口委員 今後事業展開、具体的な事業を市民と協働でやっていくという場合においては、人、物、金、相当要ると思うのです。双方が一致していると思うのです。そうした場合に、今回90万円でしたか、それで十分か、あと場所の提供としてどうかとか、よっぽど発想を変えないと、やっぱり事業展開には結びつかないと思うのです。

例えばですけれども、県は地域助け合いに初年度300万円、1事業団体に出して200万円、100万円減ってきますけれども、それだけ1事業団体に出すわけです。ですから、事業をやると思えば、つまり個人が集まって団体になる、団体を動かすには金、物が必要なのです。やっぱり言えることは90万円ではだめ、かつ場所の提供もしないと動きようがないので、そういった将来を見越した飛躍というのですか、そういったものは検討して、いつごろ目に見えた飛躍がされるのか、ちょっと先の展望ということでお聞かせ願えますか。

自治文化課長 この事業につきましては、平成22年度がスタートということで、ある面では本当にターニングポイントにはなっているのかなと思います。この事業につきましては、自治文化課が市役所全体の窓口として、ある面では市民と行政の事業のスポット的な事業というようなことになろうかと思えます。本格的に行う事業につきましては、これは各担当部署の中で実

際に強いつながりのある市民団体との流れの中で、例えば大きな国の補助事業があるということであれば、それを実施するというふうなことも選択肢としてはあろうかと思えます。そのように大きなものを特定の分野のことをこの市民提案型協働事業の中で実施するというのは、我々としては考えていないということでございます。

それから、あとこれからの展望ということになります。今国のほうでも新しい公共ということで、そういうようなNPO活動であるとか、市民活動であるとか、そのような方たちを社会資源として、やはり地域課題に取り組むべき組織として考えている。それも財政的な支援策も考えているということですので、それも視野に入れながら、入間市独自としての市民活動支援というものも今後考えていかななくてはいけないと思っております。具体的にいつごろなのかというふうなお話ですが、現在後期5カ年の基本計画だとか、あるいは行財政改革の第2次ということでもありますので、そういうところの中で盛り込んでいきたいと思っております。

野口委員 補助金がついている場合は、個別募集だと思うのです。ちょっと要望言えば、所管ではないと思うのですけれども、公募的なものをやはりお願い、部長にもそういった本庁内で各部で何か子育て含めて、環境含めて補助金がつく場合は、市民活動に補助的なもの、補助金がつく場合は公募をしてほしいということで、あくまでそれはこれまでお願いですけれども、この場で質疑として言いたいことは、そういった補助金以外の入間市だけの独自の支援ということで、ちょっと今のご答弁ではそういう事業をやるような飛躍的な活動というか、形にはならないようなニュアンスだったのですけれども、もう一度将来はやはり入間市独自でのお金と物と人で、市民と一緒に何か事業をやろうという、そういうこの所管で、そういった発想で、2年後は所管に戻ればいいのです。この管轄でやろうという発想はないのですか。

自治文化課長 予算の規模からしますと、初年度が30万円で今年度が90万円、ではその90万円という予算でこの事業がさらに充実することができるのかということ、それは我々としては、たくさん提案が出てくれば、そしてその事業が必要なものだということであれば、それは予算としてはもっともっと予算確保ということで働きかけていきたいと思えます。

では、その財源が限りなく確保できるかということもあろうかと思えます。場合によっては、新たな財源確保をするための方法も考えていかななくてはいけない。それらにつきまして、先ほど申し上げました後期5カ年あるいは行革、行財政改革の中で、自治文化課、市民部としてそのようなシステムができないか、今現在検討しているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

宮岡治郎委員 同じく目11市民活動推進費の中の大事業、コミュニティ活動推進事業、中事業、集会所等整備支援事業、小事業、集会所等建設費補助金です。今3カ所ほど具体的な場所を示されましたけれども、ちょっと細かいのですけれども、西武地区第1区につきましては総2階

建ての建物ですけれども、あれを建て直してしまうということなのですか。

自治文化課長 大規模修繕ということなのですが、建てかえということではなくて、雨漏りが生じているということですので、その緊急性ということの中で、その部分を改修するということがあります。

委員長 ほかにございませんか。

安道委員 ほかのほうになりますけれども、50ページから51ページの国際交流費のところ、ヴォルフラーツハウゼン市交流事業、今回大幅に増額というふうなことで、見ますと50年の記念式典があるというふうなことでのようですけれども、具体的にはどういうふうなものを考えているのかをお願いします。

自治文化課長 平成22年度と比較いたしますと約130万円ほどの増額ということになります。大きな要因といたしましては、10月2日に行われますヴォルフラーツハウゼン市の市制施行50周年の式典ということで、そちらに公式訪問団を派遣するということが1つとしてあります。現在予定している訪問内容ですが、市長、議長、それとあと国際交流協会の会長、それからあと日本文化の演者といたしましょうか、そのような方もヴォルフラーツハウゼン市のほうからぜひ日本の文化人を派遣していただけないだろうか、そのような要請がありましたので、そのような方たちの派遣も計画をさせていただいているところでございます。

それから、もう一つの増額の要因になりますが、これは11月に行われます入間市のほうの市制45周年、これにつきまして姉妹都市として訪問団を受け入れるというふうなことがありますので、そちらも増額の要因ということでもあります。

委員長 ほかにございませんか。

向口委員 同じく50ページから51ページなのですけれども、国際交流費の中の国際化推進事業なのですが、ここの国際化推進事業で78万8,000円とあります。これは昨年度に比べまして90万円ほど減っているのですけれども、その理由と、それから国際交流協会補助金なのですが、これは昨年は500万円ということだったのですが、これが今回600万円というふうになっているのですけれども、それについてのご説明をお願いします。

自治文化課長 まず、1点目の国際化推進事業の減額分ということになります。これにつきまして本年は平成22年度、英語版の入間市地図の印刷代ということで、これから何年か分ということで90万円ほどの印刷製本費ということを確認いたしました。それが平成23年度についてはなくなったということで、減額の要因になります。

そして、国際交流費補助金600万円ということで100万円ほど平成22年度に対して増額ということになっております。こちらにつきましては、平成21年度の国際交流協会の決算書の中で、次年度に繰り越す金額が247万円ということで、かなり大きな繰越金が発生いたしました。これにつきまして、監査委員さんからの指摘事項の中で、これらについて精査していた

だけないだろうかと、そのようなことで内部的にまず平成22年度末、今年度末の国際交流協会の会計の中で、自主返納できる金額について整理をいたしました。平成22年度につきましては、500万円の補助金をもう既に交付をいただき、事業を実施しているということですが、おおむね130万円程度、今年度中に返納できるというような見込みが立っております。500万円から130万円ですから、今年度370万円の補助金という形で決算になるのかなと思ってます。そうしますと、来年度に繰り越す金額が当然少なくなってくるということで、国際交流協会の繰越金が少なくなってくると、そのようなところの中で、平成22年度の国際交流協会の会計は進めていきたいと思っております。

そういう中で、先ほどもお話がありました、平成23年度につきましては、ヴォルフラーツハウゼン市の市制50周年であるとか、入間市の市制45周年ということで、派遣受け入れ事業が例年に比べてたくさんあるということです。それに伴いまして、国際交流協会のほうの関連する事業もふえてくるということで、例年よりも事業費が多くなると、周年事業が多いということで、そういう形の中で平成21年度決算、平成22年度の収支見込み、そして平成23年度予算ということの中で、例年に比べて100万円ほど補助金を増額させていただくこととさせていただきます。

以上です。

野口委員 国際交流協会補助金の増額について、あと実質出すお金が今年度減るとするのはわかりましたが、この協会自体が100パーセントとは言えませんが、90パーセント、市の補助金でなっていると思うのです。多分8割かな、そういった事業で、要は外国人に対しての必要な支援をしたり、要するに姉妹都市からの受け入れをするということで、あくまで市の行政としてやっているようなことがほとんどだと思うのです。これについては、委託事業として見直す必要があると思うのです。つまり五、六百万円も出して協会に任せますよということとは普通あり得ないので、よっぽど市と緊密な連携をとってやっていると思うのです。将来これ個別の委託事業にするという検討はなされていないのですか。

自治文化課長 決して500万円が全体の予算のほとんどということではないということだけ先に申し上げたいと思いますが、約900万円の全体事業費の中で、前年度繰越金も当然ありますが、会費が約85万円ほどあります。それから、各種事業の参加負担金ということで90万円ほど含んでいるということです。その中で、おおむね900万円ぐらいの予算に対して市の補助金が500万円というのが財政的な収入の内訳ということになります。

それでは、事業の中で委託事業として行うべきものも含んでいるのではないかと、そのようなご意見かと思えます。確かに市の事業と直結する事業というのはたくさんあるのは事実です。それと、あと国際交流協会が独自で行っている事業というものも、これもあろうかと思えます。今現在は、それが混在しているというのは事実だと思いますので、そのように内

部の中でも補助金として行うのではなくて、協会に委託して行うというような意見も出ています。ただ、そこから詳しくはまだ現在としては協議は進んでいないというのが状況です。今後検討していきたいと思っております。

野口委員 これは市内全部に補助金の運営費からの委託化ということは、もうこれ補助金の改革において、運営補助から事業補助というのは、もう趨勢なのですよね。ですから、入間市で取り組んで、つまり補助金というか、公金の使い方の明確化なのです。運営費補助というのは、別に縛りはないわけです。それは市とで緊密な連携を持って縛っているかもしれませんが、形は縛りがなくて、これは完全な運営費補助ですから、あくまで予算上は事業補助ということで見積もって出して、そういう形でやっていただきたい。つまり率先してこの補助金でやってもらいたいということで、これは要望にとどめて、額が大きいですから、よろしくをお願いします。

以上。

小出委員 52、53ページの款2の項1、目16の文化創造アトリエ費の中で、これ文化創造アトリエが今大きいホールが冷暖房がなくて非常にこれは苦しい状況で、この改善についてお考えはどうでしょうか。

自治文化課長 文化創造アトリエにつきましては、大正時代にできた施設、それをいいものを継続していきながら、文化施設として活用していくということでスタートして今年度で10年たったということですが、新しいところには空調設備があり、従来のところについては空調設備がないというのが現状です。現状につきましては、そういうことを前提として、利用者の方にお使いいただいているというのが状況でございます。

ただ、今年の夏になります、今年の夏、非常に暑い夏でした。夏場にホールを使って利用された方が窓をあけて発声練習であるとか歌を歌ったり、それに対して近隣の方からちょっと耳ざわりなのだけれどもというような苦情といたしましうか、ご意見が施設のほうにありました。そういうようなところからしますと、現状のままでいいのか、あるいは近隣の方たちとの良好な関係ということの中で施設改修が必要なのかということも当然考えていかななくてはならないと。ただ、現実的に、もう80年もたっている施設ですので、そこにどのような形で空調を入れたらいいのか、断熱材を入れるとか、あるいは内壁を変えるとか、そうなりますと、大変経費も高いということですので、我々としては、課題としては空調、特に夏場の冷房については、今後どうにかしていかなくてはならないだろうというふうには思っておりますが、果たしてその経費と、あと効果というものがどこまで出るのかというのは、これから調査していきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

向口委員 50、51ページから次のページにかけてなのですが、市民会館費と、あと一緒に産業

文化センター費のほうもそうなのですが、ここで市民会館費のほうですと、維持管理費が昨年度に比べまして2,400万円ほど減っております。それから、産業文化センター費のほうも昨年に比べまして180万円ほど減っております。その理由を教えてくださいたいのと、あとこの市民会館費のほうで事務費のほうは、昨年に比べまして400万円ほどふえているのですけれども、これについても教えてくださいたいと思います。

自治文化課長 まず、市民会館費ですが、減額は2,400万円ではなくて238万円ほどかと思えます。それと、あと産業文化センターも177万円ほど減額ということになっております。これにつきましては、指定管理料の減額ということになります。現在市民会館、産業文化センターにつきましては、第2期の指定管理期間ということになっております。具体的には平成21年から向こう5カ年間ということです。平成21年度の決算、要は指定管理料あるいは振興公社の決算ということが昨年平成22年度に我々のほうに報告書としていただいております。それらを見た中で、平成23年度予算に当たりまして、指定管理料の減額も可能ではないかと、これは基本協定あるいは年度協定の中で、各年度の指定管理料につきましては協議の中で決定しているということになっておりますので、協議をいたしまして、減額が可能であるというような双方の判断をいたしまして、減額をしたということでございます。

それから、市民会館の事務費で400万円ほど前年度に対して増額になっております。これは備品購入費の400万円ということで、ステージの舞台のマイク、スピーカー等の備品購入、舞台の備品購入費ということで計上させていただきました。

以上です。

向口委員 済みません、何か細かくて申しわけないのですが、例えばスピーカーとかマイクの購入費というのは、事務費というものになるものなののでしょうか。

自治文化課長 まず、指定管理施設の備品につきましては、基本的には施設設置者である市のほうが環境を整備するというふうなことになっておりますということで、指定管理料の中にその備品購入費を立てるということではなくて、あくまでも別枠ということの中で、我々の市の設置者の責任として備品購入を、備品整備をするということになりますので、この事務費の中で予算化をしたということになります。

安道委員 そうしますと、事務費なのですが、市民会館費もそうですし、産業文化センター費のほうでも文化創造アトリエ費のほうでも事務費がみんな増額になっているわけですが、そういうふうなものがみんなそれぞれ入っているというふうなことですか、この内容をお聞かせください。

自治文化課長 具体的に申し上げますと、市民会館費につきましては、スピーカーアンプ、それからミキサーというのでしょうか、あるいはスポットライト等ということで備品購入を計画をさせていただいております。

それから、産業文化センターにつきましては、やはり舞台の備品ということで平台あるいはワイヤレスマイク等の備品ということで購入予定をさせていただいております。

以上でございます。

委員長 文化創造アトリエについて。

自治文化課長 文化創造アトリエにつきましては、ピアノの運搬費を備品購入費ということで購入を予定させていただいております。

委員長 先ほどの向口委員のは、事務費というふうに計上するのかなという質疑だったような気がするのですが、事務費の中に入れたというよりも、先ほどどこかでありましたよね。安道委員の質疑に保険加入費補助金を事務費の中から今回は予算としては補助金として上げた、そういう意味で事務費の中に入ってしまう内容なのですかということは何っていたと思うのですが。

自治文化課長 例えばコピー機をリース料する場合、これは備品ですけれども、買い取りの備品ではなくてレンタルあるいはリースということですが、それも事務費ということですが、そういうことで、我々今回の備品購入につきましては、事務費の中で予算を計上させていただいたということですが。

委員長 ほかにございませんか。

関谷委員 51ページの目録文化振興費の中の45周年事業についてお伺いします。

湖月わたるさんと呼んでの講演ですか、ということですがけれども、ほかにはどのような案が出て、どうしてこれになったのか教えてください。

自治文化課長 この市制45周年記念式典ということですが、幾つか選択肢がある中で、それを選んでこの事業ということではないというのは先に申し上げたいと思います。この事業につきましては、昨年平成22年度になりますが、市長が湖月わたるさんのステージを見に行ったというふうな経緯があって、その中でご本人のほうから、ぜひ私の舞台を市民の方に見ていただいて、元気をつけてみたいのだけれどもというご本人からの非常に入間市に対する思いということでスタートしたということでございます。そういうところの中で事業化してきたというふうな流れになっております。

関谷委員 これは市民の皆さんは、無料で見ることができるのでしょうか。

自治文化課長 これもご本人としては、やはりチャリティーというような意向が非常に強いということでございます。ですから、基本的には市民の方を対象として無料という形で、当然募集をかけて、場合によっては定員を超えた場合は何らかの手続きなくとはいけないかと思いますが、基本的には無料という形で予定をしております。

関谷委員 そうすると、227万9,000円というのは、湖月さんに渡るお金ではないと考えていいのでしょうか。

自治文化課長 基本的には湖月さんが所属するプロダクションがございまして、そちらのほうでいろいろと舞台に対する経費というものはそこで企画をしていただくものを舞台で行うということです。ですから、支払いにつきましては、当然プロダクションのほうとの契約の中で進めていくということになります。この事業に対して、要は営利事業として行うかということですが、ご本人の意向としてはあくまでも営利ということではないと、ですから支払いは当然音響であるとか照明であるとか舞台の装置だとか、あるいは交通費、あるいはほかの湖月さんのつながりのある方たちの出演というものはあろうかと思いますが、そういうような経費としては発生いたします。

委員長 ほかにございせんか。

野口委員 今チャリティーということをお聞きしたのですけれども、いやいや湖月わたるの。無料がチャリティーというのはちょっと違和感があったのです。一応無料ということで、チャリティーということであれば募金箱を置いて、細かいようですけれども、元気な人間ですから、何に使うかということをして、せっかく華やかなショーを見るのだから、懐に余裕のある人結構いると思うので、そういった本当のチャリティーにしていればよろしいかなと、無料の上のチャリティー。

それは要望で質疑をよろしいですか。もとに戻って、市民環境促進事業に戻しまして、333万7,000円、これは90万円が市民提案型協働事業となりますと、残りはまちサポですか、内訳をちょっとお聞かせ願います。

自治文化課長 市民活動促進事業ということで、市民活動センターで事業を行っているまちサポがございまして、従前は報償費で支払いをしていたということですが、今までもいろいろなところでご指摘いただきまして、本来やっぱり業務として委託をするような内容ではないかというように、今年度から委託料という形で予算を組み替えて、額といたしましては大方まちサポに対する業務委託というふうな形の中での予算ということでございます。

野口委員 その中で、まちサポの人たちは本当手弁当というか、やられている方がほとんどで、時間的な労働力に比べれば。その中で、ちょっと心配なのは、まちサポの本来の目的である活動支援、個々の活動団体の。これがどの程度普及しているかということなのです。一、二回私は参加したからどうということはちょっと偉そうに言えないのですけれども、やはり参加者は限定されているような気がするのですよ、いろいろな活動について。日々の相談で当たっているかもしれないのですけれども、所管の課として、まちサポがどの程度この市民活動団体との関係を持っているかという、事実認識からお聞かせ願えますか。

自治文化課長 まちサポですが、設立当初につきましては、市民活動センターで活動を行っているということで、当然市民活動センターを利用している団体、要は登録団体を限定とした事業を展開していたというのは事実です。そういう中で、まちサポの中でも我々の活動というのは

もっと間口を広げるべきではないかと、そのような意識が出てきまして、例えば一つの例になりますが、今年度は自治会に向けての活動ということで、自治会を対象としたパソコン講座を現実に実施いたしました。そういうことで、決してまちサポの活動が特定の団体ということではなくて、少しずつではございますけれども、登録団体以外の団体あるいは自治会とのつながりということも今後持っていこうというふうな流れの中で事業を行っております。

以上でございます。

野口委員 別に特定の団体としかつき合っていないということではなくて、その利用が広がっているかどうかということをお聞きしているのですけれども、そこで問題なのは、やはりまちサポの人も働きながら、もしくは自分の生活をしながら手弁当でやっているということで、そんなにあっちこっち啓発というか、宣伝というのはおかしいですけれども、行けないと、やはり市民活動で一番身近に接しているのは職員なのです。ですから、職員の方、各分野の自分の所管の市民活動団体とつき合いというか、見て、困っていることがあれば市民、まちサポとつなぐとか、一緒に考えるとか、やっぱりそういうことをしていただかないと広がらないと。ましてや報償費を含めて、またいろいろな委託事業、講演会含めて200万円以上のお金を市はつき込んでいるのですから、まちサポに任せたといいのではなくて、フォローしないといけないと思うのです。その主体的な活動を、広がり。それは職員と市民とのつながりにもなりますし、そういった職員全体の意識というか、市民活動を見て何か困ったことがあればまちサポにつなぐとか、一緒に考えるとか、そういったものというのはどうお考えですか。

自治文化課長 まちサポ自身としても、従来は自治文化課とのつながりが非常に強かったというのは事実でございます。

ただ、近年見ますと、やはり事業を行っている事業課とまちサポ、そしてその延長上にある分野を特定した団体とのつながりということで、3点が連携した事業というものをたくさん行ってございます。生涯学習関係の生涯学習課とまちサポあるいはその延長上にある団体、あるいは公民館と子育ての団体、そこにまちサポがかかわりを持って事業展開をしているということがありますので、そういう意味からしますと、やかたの中の活動ということではなくて、分野としてもいろいろなところとつながりを持つような活動ということに展開が変わってきているというふうに私としては認識しております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を終結いたします。

次に、参事兼防災防犯課長より概要説明をお願いします。

#### 概要説明

市民部参事兼防災防犯課長 それでは、平成23年度入間市予算書及び予算説明書に基づきまして、防災防犯課、款2総務費、項1総務管理費、目17防災・国民保護費、目18防犯費、款3民生費、項4災害救助費、目1災害救助費の主な事業について説明をさせていただきます。

歳入につきまして、該当科目はございません。

それでは、お手元の予算説明書52ページから55ページとなります。目17防災・国民保護費は、入間市地域防災計画及び入間市国民保護計画に基づく運営費であります。

53ページの下段となります。大事業、防災訓練実施事業1,104万円につきましては、毎年8月に実施しております入間市防災訓練に要する運営費及び各自主防災会への補助金であります。

続きまして、次ページとなります。54から55ページとなります。その上段となります。大事業、防災施設等管理運営事業、中事業、防災センター等管理運営費、諸工事費116万6,000円は、当市に大規模災害の発生により、市民や市民以外の方が避難する指定避難所の表示板の設置及び誘導標識板が経年劣化により腐食が進んでおりますので、事故等を未然に防ぐために改修するものでございます。

同じく同ページとなります。中事業、防災用品・資機材関係費203万5,000円は、備蓄食糧及び指定避難所へ配備する資機材を購入するものでございます。

次に、同ページとなります。目18防犯費についてご説明をさせていただきます。大事業、防犯関係事業4,781万5,000円は、地域自主防犯活動団体への支援を行い、行政、警察、住民が連携し、安全、安心のまちづくりを進めるための経費であります。また、区自治会が管理する防犯灯の維持管理に対する補助金を計上したものでございます。

次に、ページは大きく飛びまして、84から87ページとなります。款3民生費、項4災害救助費、目1災害救助費は、災害が発生した場合における対応のための予算科目の設定であります。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目17防災・国民保護費、目18防犯費及び款3民生費、項4災害救助費についての質疑を願います。

宮岡治郎委員 目17防災・国民保護費、参考資料の53ページです。大事業……

〔(説明書)と言う人あり〕

宮岡治郎委員 説明書、ごめんなさい。説明書53ページ、大事業、防災訓練実施事業です。毎年8月

の下旬に行っていますけれども、ちょっと生臭い話ですけれども、埼玉県知事選挙などもある時期と重なるのですけれども、日程は確定していますでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 ただいまのご質疑の、私ども県知事選が予定されていることは把握はしております。その日程等につきましては、まだ具体的な日にちはマスコミ等でも言われていないわけですけれども、私ども例年どおり8月の第3日曜日になるのですか、ことしも8月21日前後ですか、今年度と同様な日でやらせていただきたいというふうには考えております。万が一、県知事選とぶつかるということになれば、これは私どもは県知事選のほうを優先するということで変更させていただくというふうには考えていますけれども、もう数年前に一緒になってしまったことがあるのです。大変申しわけなかったのですけれども、それは同一日でやらせていただいたという経緯はあったのですけれども、私どもその辺について、よく選管のほうと日程等をお互いに情報を共有しながら、できるだけかぶらないようにしていきたいというふうに思っているのですけれども。

委員長 ほかにございませんか。

安道委員 54から55ページの防犯関係事業というふうなことでお聞きしたいのですけれども、今年度は振り込め詐欺等々が大変ふえてというふうなことで啓発事業を一生懸命取り組んでいただいて、地域の方々の協力も得て、さまざまな場所でやった経緯があったかと思えます。この振り込め詐欺の件数とかというのはこちらのほうで聞いても大丈夫でしょうか。もし被害の状況、数字であったらお願いします。

市民部参事兼防災防犯課長 平成22年中の状況ということでお話をさせていただいてよろしいでしょうか。警察のほうは年度ではなくて暦年で、1月から12月ということでとっております。これにつきましても確定数値ということではなくて、暫定ということでなっておりますけれども、まず県内からお話をさせていただきますと561件、8億2,747万円、これを狭山警察所管内ですと24件、4,515万円で、では当市はどうなのだということだと思っておりますけれども、これ入間、狭山は全く同じ件数でございまして、12件ということになります。ただ、額ですと、額もほとんど変わらず、入間のほうが2,264万円です。

以上です。

安道委員 そうすると、この件数というのは前年などと比較すると、どのようになっているのでしょうか。数年間のがもしあればお願いします。

市民部参事兼防災防犯課長 平成21年ということでよろしいでしょうか。平成21年が埼玉県内で508件、7億8,265万円、狭山警察署管内が19件、6,200万円、入間のほうが5件で700万円です。

以上です。

安道委員 そうしますと、平成21年度から比較すると、大きくこの管内ではふえているという状況と

というのが数字でわかりました。これ年代とといいますか、そういう被害に遭われる年代とか、あるいは特徴とかというのは把握されているのでしょうか、どうなのでしょう。

市民部参事兼防災防犯課長 大変失礼な言い方かもしれませんが、ご高齢を召した、例えば60代、70代のやっぱり女性の方が数字的には圧倒的に多いというふうに聞いておりますけれども、ただ昨今は年齢問わずに若い方でもということで、50代の女性あるいは男性等も被害に遭っているというふうに聞いております。

安道委員 一生懸命防犯活動に取り組んでいただいて、これは本当に被害も多様化しているというふうなことのように思いますが、今後の対応策あるいはさまざまなところと連携しながらという点ではどういったことを考えているのかをお願いします。

市民部参事兼防災防犯課長 私どもとしましては、昨年に引き続きまして、もう2月にも街頭啓発活動を土曜日に集中的にやらせていただきましたけれども、基本的に年金支給日であります偶数月、2月、4月、6月、8月、10月、12月とかその月には地域の皆様と警察と一体となりまして、年金振り込み日に15日には地域の方あるいは警察も各金融機関に対しまして街頭啓発活動をさせていただき、あるいは街頭の大型スーパーあるいは駅等に立ちまして、今年度も啓発させていただくということがまず1点。

それから、地域に防犯の講座というものを私どもやっておりますので、そういうところに出向いてお話しし、あるいは各種の会合等に出まして啓発活動をさせていただきたいというふうに考えていますけれども、数年前に電話のところにありますディスプレイなんかもつくりましたので、それらもまた持って行って、地域にその啓発を呼びかけるというふうに考えておりますけれども。

野口委員 では、防災計画の中で、災害弱者とか要援護者についての特定支援というのは、これからの具体的な計画化ということであったと思うのですが、これが見えてこないのです。たしか防災計画できたのは平成19年か平成20年かわからない、多分そのぐらいだと思うのですが、それから一般質問等があって検討するということなのですが、平成22年度は見えてこなかった、平成23年度ぐらいにはもう具体的な計画とか、具体的な方法を決めて実践に入らなければいけないと思うのですが、その点の方向性はいかがですか。

市民部参事兼防災防犯課長 今野口委員さんが言われているのは、災害時要援護者の支援制度のことだと思うのですが、大変各委員さんにもご心配かけているところなのですが、私ども市民部の案として、福祉部に要綱を投げかけさせていただきました。それにつきまして、福祉部もいろいろ部内で検討しました結果が私どものほうに返ってきました。私も今それを見まして、今後福祉部と再度協議を持とうという段階に来ておりまして、平成23年度、早いうちにそれを持って各種団体あるいは区長会もそうですけれども、民生委員さんもそうですけれども、いろいろな団体と説明をしてご意見を伺いたいというふうには考えています

けれども。

野口委員 ただ、そちらで執行部が決めるのですけれども、特定でも手上げ方式か同意方式か、共有利用か3つもあって、やり方についてもどこかで練らないといけないのですけれども、決まりましたはいではなくて、また市へのほうでも支援者をどう決めるかという案についての協議というのはどこかでされないのですか。市民とか議員とかの間の協議ということですが、執行部だけではなくて。

市民部参事兼防災防犯課長 私どもの案と今福祉部の案返ってきました。再度それ先ほど言っているように福祉部と練り上げて、今のご質疑、手上げ方式にするか、同意方式にするか、情報提供方式にするかというの、今手上げ方式だけだと、なかなか支援を求める人は集まらないだろうという話も私ども内部にもありますので、それらのものは一応持って、そういうものをやっぱり各種団体とかにご意見を伺っていききたいというふうに考えていますけれども。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目17防災国民保護費、目18防犯費及び款3民生費、項4災害救助費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民課長より概要説明をお願いします。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

概要説明

市民課長 それでは、市民課の当初予算概要を申し上げます。

予算書56から57ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目20諸費、節13委託料、市営葬運営事業費の3,582万8,000円につきましては、祭壇ありを260件、祭壇なしを230件の計490件を見込み、予算化しました。

これに関する歳入として、予算書の16から17ページをお開きください。款13分担金及び負担金、項1負担金、目1総務費負担金、節1総務管理費負担金、市営葬負担金を1,944万円見込んでおります。

次に、予算書戻りまして58から59ページをお開きください。款2総務費、項3戸籍住民基

本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の2億5,516万6,000円と、次ページ、60から61ページになります目2支所費の1億8,227万5,000円につきましては、一括してご説明いたします。これは市民課と支所、5支所でございます。正職員40名とパート10人の人件費及び出張所、2出張所でございますが、それを含む窓口業務に必要な機械器具等借上料、委託料や消耗品費などの経常経費でございます。

これに関する歳入としましては、予算書の20から21ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節2戸籍住民基本台帳手数料を住民票、戸籍謄本、抄本等でございます。4,115万5,000円を見込んでおります。

平成23年度の新規事業といたしましては、60から61ページをお開きください。大事業、住居記録システム整備事業4,662万円がございます。この事業につきましては、平成21年7月15日に公布されました住民基本台帳法の一部を改正する法律に基づき、平成24年7月までに外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、既存の住民記録システムを改修するための委託料でございます。内容としましては、住民記録システムの改修、ダウンリカバリーシステムの改修、仮住民票システムの構築、住民基本台帳ネットワークシステムの改修等でございます。今回の事業、わかりやすく言いますと、現在日本人のみに発行している住民票に外国人住民の記載が入ることになるということでございます。今まで外国人住民の場合、外国人登録原票記載事項証明書が住民票のかわりに発行されておりましたが、これが廃止されて、この改正によりまして、現在日本人のみに発行されている住民票に外国人住民も記載されて発行するようになります。

以上、市民課の当初予算概要とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目20諸費のうち所管のもの、項3戸籍住民基本台帳費についての質疑を願います。

向口委員 予算説明書61ページなのですけれども、これは戸籍住民基本台帳費の住民記録システム整備事業なのですが、4,662万円なのですけれども、今ご説明を多少伺ったのですが、どうしてもこの金額がとても高いように感じるのですけれども、もう一度ちょっと説明をいただきまして、例えばこれは随意契約なのでしょうか。

市民課長 現在このシステムに関しましては情報システム課と連携とりながら、作業のほうをこれから進めるわけなのですけれども、一応現在うちのほうで住基システムを行っています業者の方に、恐らく随意契約という形でなると思います。

以上です。

向口委員 入札をするというふうなことはお考えはないのでしょうか。

市民課長 もともと今ごさいます住民記録システムのほうの相当の業者、当初から行っておりますので、それを改修するような形で行いますので、当然随意契約のような形になっていくと思います。

向口委員 もともと頼んでいらっしゃる業者があるということなのですから、その業者さんではないと、この改修というのはできないものなのですか。

市民課長 今申し上げたとおり、今行っている住基システムが、その業者と今一応契約してやっているものですから、そのシステム自体を改修するようなので、当然これが今度ほかの業者に行きますと、これ以上の値段のような形で、当初からもう一回システム組み直さなくてはならないので、その辺でお金が今以上にかかるような形になると思うのですけれども。

向口委員 済みません、ほかの業者さんに頼むと、もっと高くなるというのは、根拠があるのでしょうか。

市民課長 根拠というものはないので、各市町村それぞれによって業者がシステムをやる時に契約している状況がありますので、たまたまうちのほうの業者が当初からやっていたものを改修するわけですから、最初からシステム組み直さなくてはならないという形になりますので、その辺になりますと、当然初期からやらなくてはならないので、今よりかお金のほうがかかるような形になるということで、詳しいことは情報システム課のほうでその関係やっているものですから、細部のことまではうちのほうではちょっとわからない状態になっているのですけれども。

向口委員 済みません。そうしますと、そもそも論になってしまうのですけれども、もともとこのソフトを使うというときに、そういう業者ではないとできないとかというような、そういうソフトではなくて、例えばほかの業者さんが入ってもできるような、そういうものにしようとかという検討はなかったのかということと、そういうことに関しては、情報システムさんと連携をとってこう決めたということなののでしょうか。

市民課長 うちのほうは、システム関係の全部ほとんど情報システム課と今言ったとおり連携して行っておりますので、情報システム課のほうで今度法改正でこういうふうになりましたよということで相談しまして、情報システム課のほうで依頼して、こういうふうな形で金額等が一応設定されたわけです。

以上です。

向口委員 このソフトを例えば近隣他市さんがどなたか使っているとかというふうなことというのは調べられたといえますか、実績とか見て決められたのでしょうか。それも情報システム課が決めたということなののでしょうか。

市民課長 今質疑にごさいました近隣のシステム等は、それぞれその市によって業者のほうも丸々違いますし、当初からやっぱりその辺のところで契約の段階からずっと来ていますから、うち

のほうと同じ業者というのは、すべてこの辺近隣が同じような形ではないと思います。

それで、やはり情報システム課のほうで一応こういうふうな形のシステム関係は必ず通すようにということ言われていますので、市民課としてはそちらのほうに依頼して、そちらのほうの判断というか、一緒になって一応このような形になったわけです。

向口委員 そうしますと、何か情報システム課の言われたとおりにやって、こういうふうになったというようなふう聞こえてしまうのですけれども、システム変更だから仕方がないのだというお考えではなくて、もともと、では近隣他市さんはどうで、どういうものを使っていて、どうすればもっとこういうシステム料というのはこれからどんどんふえていくと思うので、こういったことの積み重ねがとても膨大な費用になってしまうような気がするので、その辺最初の時点で、やっぱり導入する時点でいろいろ調べたり、メンテナンスですとか、そういう要するにシステム改修があったときどうするのかというふうなことも把握していくということがとても大事なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

市民課長 私ども失礼な言い方ですけども、素人なので、詳しい内容のことはちょっとわかりかねるのですけれども、今委員さん言われたとおり、極力最小限の費用でという形でやっておりますので、ただこれ国のほうの制度なものですから、国のほうから指示があって、それに伴っていろいろ改正していくわけなので、国のほうから大体どのぐらいの費用というのがもともになる費用が恐らくそれが出ていると思うので、その辺のところを加味してこの金額出たものですから、この金額が一応一番多くかかって、マックスでこのぐらいの金額ということになっていますので、これからまた煮詰めていく上で、金額のほうはまた変更になる可能性もあるのですけれども、その辺はまた情報システム課のほうに依頼して、なるべく経費がかからない程度でお願いするような形でやっていきたいと思います。

向口委員 もう既にこのソフトがあるわけですから、これを使うしかないと思うのですけれども、随意契約というよりも、万が一もしできるのであれば、入札とかも今後考えていただいて、情報システム課のほうと連携として、できる限り安くという方向で調整していただきたいなという。本当に私ももちろん素人なのですけれども、単純に考えても、何かどうしてこんなにかかるのだらうと、素人だからそういうのだというふうに言われればそれまでなのですが、要するに外国人の方を加えるということですよ、加えるからということなわけですよ。

市民課長 一応今言ったとおり、今のシステムの中に新たに外国人を加えるのですけれども、それによってシステム自体がどんどん変わっているものですから、今度今までの住民票だと、所定の用紙で、このような用紙でこういうふうに出るのですけれども、これに今度は外国人が入ってきますので、その関係で、もう一つ、システム容量の中に加えなくてはならない部分的なものが多くなりますから、それともう一点は、これによって当初来年の3月までに仮の

住民票ということで一回全部入力してから打ち出すような形もありますし、それとあと住基ネットのほうの改修とか戸籍、今言ったシステムの連携、それとあと税とか後期高齢者、それと子ども手当システム等、そういう連携した改修もございますので、その分が恐らくこのような金額が、当初私なんかが見たとき、ちょっと金額的に高いのではないかなということ言っていたのですけれども、内容的にちょっと細かい内容まで入るものですから、このような金額になったそうです。

以上です。

野口委員 関連して、住民記録システム整備事業、これソフトというか、プログラム整備だから素人にはわからないのですけれども、やはりどれだけの労力というか、つまり作業に必要なということはおっしゃるべきなのです。つまりシステムを変えるというのは相当かなり膨大な労力必要だと思うのですけれども、素人から見れば、今向口委員がおっしゃったように、外国人を付加して出した分にその枠を載せるというだけでしょう。そうすると、いわゆる抽出と選択というか、そういったものはそんなにプログラムかえって要らないのですよ、素人でもわかるように。ですから、この点については、やっぱり現課のほうがどの程度のプログラム変更が必要だということ、それは例えばページ数で大体相場は決まるのです。プログラム組むのに打ち出したら100ページぐらいかかるというのものもあるし、それでどのぐらいというか、そういう相場でもって物を考えないと、世の中に一個しかないソフトだから、おっしゃるとおりでは困るのです。ですから、予算の編成の過程で、もう少しそこら辺の説明が必要だと思うのですけれども、情報システム課とはそういったいわゆるどの程度の作業があって、相場がどのぐらいだということは検討されていますか。

市民課長 このシステムに関しましては、当初国のほうの説明会等、それに関して情報システム課の職員と一緒に行って、こういうふうな改修されますということで一緒に聞きながら、一応処理した関係でありますので、常に当初出たときから情報システム課とはこういうふうな形でということで連携を組んでやっているものです。

野口委員 ですから、その点について、新たなソフト的なアイデアを組まなければいけない、いわゆるアイデア料なのか、単に労力なのか、今プログラムの改編は単なる労力だけのものもあるわけですね、ご存じのように改定という意味では。だから、そういった見積もり、もしアイデア料だったら、それについて結構つくと思うのですけれども、単なるプログラムの変更、抽出、選択の変更でしたら、かなり安くできると思うのです。延べ何人かかって、何時間かかったとか、そこまでやらないと、情報システムというか、システムのことについては、やっぱり費用を出せないと思うのです。そういった点の検討はされているのですか。

市民課長 今委員さんのほうの質疑ですけれども、常に先ほど言いましたとおり、情報システム課と一緒にあって、これ始める前に、もう数回会議等を開きまして、それで業者のほうに依頼し

まして、大体金額的にこのぐらいということで出したものですから、情報システム課とは一緒になって、その辺を検討しながら一応この数字が出たものです。

野口委員 ちょっと委員長にお願いしたいのですけれども、情報システム課の説明を聞きたいと思うのです。どこがどう違うのか。やっぱりそうでないと納得できないので。

委員長 どうしますか。

野口委員 時間的な面をちょっと諮って。

委員長 今呼びますか。

野口委員 今呼べる。

委員長 それは無理。

野口委員 十分時間があるから10分ぐらいやってもいいし。

委員長 申し上げます。

結局全部情報システム課がやっていることではわからないということだと、ここに予算組んだ、要するに責任といますか、そういうのが非常に厳しいご答弁だと私自身も今感じています。ですので、わからないなら情報システム課を呼びたいということなのですが。

市民課長 では、済みません、担当の主幹に細かいことをちょっと。

委員長 はい、どうぞよろしく願いいたします。

市民課主幹 確かにかなりシステムの改修でお金がかかるということで、先ほど課長のほうから話もありましたとおり、私どものほうで担当の業者を呼びまして、その中で1点1点確認したつもりなのですが、やはり金額でちょっとわかりづらい部分もあるのですけれども、今のご質疑の中にお答えになるかどうかわかりませんが、単純に言うと、今、日本人のシステムがあって、そこに外国人を入れればそれで済むというような感覚というか、イメージがどうしてもあるわけなのですけれども、現状はそれだけではなくて、そのシステムというのは住民記録システムということで、現在例えば税ですとか国保、年金、それから教育委員会とか福祉とか、すべてにメインのシステムの中からデータが行っているわけなのです。枝分かれして行っているわけなのですけれども、先ほどの外国人を入れることによって、それらのシステムをすべて改修しなくてはいけないというふうなことも出てくるわけなのです。

単純に日本人のシステムの中に今現在の外国人が持っているデータを入れればいいというだけではなくて、今現在の日本人のシステムの中には、外国人を入れようとする、外国人のデータがこぼれ落ちてしまうほど外国人のデータがたくさん入っております。例えば日本人のシステムにはないようなデータがあるわけです。例えば国籍ですとか滞在期限とか、そういった日本人にないような内容もありまして、それを1つずつつくっていかなくていけないということもありまして、お金がかかってくると。

先ほどそれから課長のほうからありましたように、仮住民票システムというふうなものも

かなりかかってきます。それから……

委員長 済みません、かなりかかってきますだと全くわかりません。もし金額ベースで言えたらお願いしたいのですけれども。

市民課主幹 平成23年度では仮住民票システム250万円です。それはパッケージも含めて750万円という形になります。それから、証明発行システムについては、パッケージも含めて450万円、それから戸籍システムとの連動が150万円、それから出入国管理システムとのかかわりが100万円というふうな形等々が入っております。これだけの説明でちょっとご理解いただけないかもしれませんが、情報システム課、それから担当の業者との打ち合わせした内容がそんなような状態になっております。

以上です。

委員長 どうしますか。結局、よろしいですか。私たちも素人だからあれなのですが、恐らくこちらからお聞きしたいことは、パッケージはもうわかるのですけれども、そのパッケージを変えろとかいう話ではなくて、そのものをやはり打ち込む労力がどのくらいあって、その人件費そのものもすべてパッケージになってきてしまっているのか、どこかでその辺で例えば削れるところがあるのかとか、そういうことをやりとりしたのですかという話だと思うのです。もともとソフトそのものは初めから無理なのはわかっているのですね、もう一番初めの入れたものに関しては。ただ、その中でやはり労力、入れる方がいらっしゃるわけから、そういうところで今さまざま入札をかけて、そこら辺の人件費で競争されるかなと思うのですね、業者さんのほうは。そういうことをうのみにしてしまったのではないかどうかということをお聞きしたいのです。それを情報システム課でなければわからないのであれば、お聞きしたいのですが。

市民部長 全体の金額が確かに多額になるということで、実は私どもも、私どもといいますか、私もそう思いまして、担当のほうにこの内訳をちゃんと調べなさいということで指示をしたのです。その結果出てきたのが、住基法の改正に伴うシステムの改修費用の内訳というもののなのです。内容が10個に分かれております。ちょっと時間いただいて、説明をさせていただきますと、一番上が既存住基システムということで、これが住基、印鑑、外国人、国保の資格、介護資格システム、これを変えろということでございます。パッケージとして500万円かかる、それを私ども入間市に合うように改修するのに1,150万円かかります。人工は11.5人だそうです。ですから、1人頭100万円という今のところの予算ですね、という人工であるというふうにまずご理解をいただきたいと思います。

同じように2番目のシステムが住基ネットワークシステムです。これがパッケージが50万円、適用が200万円、以下ちょっとはしよらせていただきますが、3番が仮住民票システム、4番が証明発行システム、5番が戸籍システム、6番が出入国管理システム、7番が介護保

険システム、8番が後期高齢者システム、9番が福祉共通システム、これは子ども手当システム等を含むことだそうでございます。10番が市税統合システムということで、これら3つのシステムのパッケージ及びその改修費用ということでございます。人工の部分は、担当のほうはそれぞれやっているようでございます。今言いましたとおり、おおむね1人100万円ということの人工だということです。それで、1点、確かに安くということは当然ありますので、これは今のところは業者のほうから私ども先ほどお話がありましたとおり素人でございますので、大体どのくらいかという形で出してきた数字でございます。情報システム課と、ではここがどれくらい詰まるのかということは今後調整をさせていただきたい、このように思っています。

以上です。

野口委員 要望なのですけれども、そこまでなら、さっきの答弁で何人かかって幾らぐらい1人がかかっているとかそういうのを先に言っていただいて、それで見合わせてもっと安くできるかどうか、だからそういったことをしないと、2人がちょっといら立って質疑することなかったと思うので、ちょっと早目に質疑に答えていただきたい。

市民部長 大変申しわけございませんでした。以後気をつけさせていただきます。ありがとうございました。

委員長 最初のやつで、本当に情報システム課が言ったとおり、わかりましたといってぽんと押ししてしまったという話になってしまいますので、それは非常に問題だというふうにこちらは思っております。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

市民部長 以後気をつけます。

委員長 ほかにございませんか。

野口委員 市営葬の傾向なのですけれども、今回件数を見込んで予算立てられたのですけれども、入間市の住民の葬儀のどのぐらいの割合で推移しているとかというのをちょっと参考に、ふえているか減っているかも含めて。

市民課長 平成21年度が市営葬の年間利用状況ということで42.5パーセント、それで平成20年度が42.7パーセント、その前いくと平成19年度が45.1パーセント、平成22年度も今のところいきますと大体42パーセント前後になるのではないかなということで。

野口委員 それで、今回予算計上しているということですね。わかりました。結構利用されているということで再度確認しましたので、これでいいです。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目20諸費のうち所管のもの、項3戸籍住民基本台帳費についての質疑を終結いたします。

次に、市民生活課長より概要説明をお願いします。

## 概要説明

市民生活課長 それでは、市民生活課所管の主な概要を申し上げます。ちょっとお聞き苦しい点、ご了承くださいたいと思います。

予算説明書42ページから43ページ下段をごらんいただきたくと存じます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、大事業、消費生活推進事業及び市民相談関係費につきましては、市民生活が安心して送れるよう配慮し、相談員、ほかの関係機関、各団体などとの密接な連携により、改善策を推進してまいります。

恐れ入りますが、歳入の26ページから27ページをごらんください。款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金、埼玉県消費者行政活性化補助金につきましては、前年度に引き続き補助金をいただくもので、508万6,000円を計上しております。

実施事業につきましては、42ページから43ページ下段をごらんください。大事業、消費者行政活性化事業541万8,000円ですが、消費者相談窓口である消費生活センターの機能強化や消費者被害を未然に防止するための啓発事業などが対象となるもので、今年度は主に消費生活センターと市民相談室の相談窓口を集約するために相談室などの改修工事を実施してまいります。

次に、54ページから55ページ下段をごらんください。目19交通対策費は、前年度並みの1億7,055万円を計上いたしました。

事業別予算で主な概要を申し上げます。目19交通対策費、節1報酬、交通指導員報酬18名分は、市内全小学校区の交差点などに登下校の際の交通安全確保と全小学校、保育所などにおきまして、実践的な交通安全教室を実施するものでございます。

次に、56ページから57ページ上段をごらんください。中事業、交通安全施設整備事業、小事業、諸工事費793万5,000円は、前年度対比123万5,000円の増額、率にして18パーセントの増加となりますが、これは交通事故防止のために各地域からの多くの要望にこたえるため、道路反射鏡や道路照明灯などの数量を見直したものでございます。

また、大事業、駐車場管理事業、中事業、入間市駅南口自転車駐車場管理事業1,616万4,000円ですが、関連した歳入といたしまして、18ページから19ページの上段をごらんください。19ページ、節1総務管理使用料6,413万9,000円の中で、一番下にございます市営自転車駐車場使用料2,514万9,000円は、前年度対比562万1,000円の減額、率にして18パーセントの減少となりますが、これは学生や長期利用者に対する割引制度を見込んだための減額となったものでございます。

恐れ入りますが、歳出の56ページから57ページをお開きください。57ページ中段、大事業、市内循環バス運行事業5,300万円は、前年度対比200万円の減額となりますが、これは平成22年

度に経路を一部変更したことによる停留所の設置、案内マップ作成などの経費を除いたものを計上させていただいたものでございます。

以上、主な概要を申し上げます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

関谷委員 予算説明書の55ページの目19交通対策費の放置自転車対策事業についてお伺いします。

今度は入間市駅南口の自転車駐車場の使用料の改正によりまして、放置自転車が少なくなるであろうということだと思のですが、それに関してこれ少額ですけれども、3万円ぐらい減額していると思うのですが、そういったことに関係するのでしょうか。

市民生活課長 こちらも厳密に何台減るといような計算は残念ながらしてございません。こちらの内容につきましては、通常放置自転車防止のためにクリーンキャンペーンとか、そういったことでキャンペーン時に放置自転車をやめましょうとか、そういった啓発品を配布しているところなのですが、その啓発品の数量等をちょっと減らしたものでございます。

関谷委員 ということは、ほとんどは啓発事業なので、入間市駅南口の放置自転車が減っても、ここは金額は変わらないと考えてよろしいでしょうか。

市民生活課長 今ご説明申し上げました啓発品とか精査をして減らしたわけですが、そのほか放置自転車の防止対策として、委託業者に委託をしている委託料がございます。そちらのほうは人件費の関係で増加する場合もございます。

委員長 ほかにありませんか。

向口委員 57ページなのですが、入間市駅南口自転車駐車場管理業務なのですが、これは総括質疑のときにも少し触れさせていただいているのですが、手数料収入が減ってしまったということで、経費削減に努めていかなくてはいけないというところなのですが、例えば夜間等、深夜の警備等あるわけですが、そういったときの電気の照明を落とすとか、もっと光熱水費のかからないLEDのそういうものを使うとかナトリウム灯を使うとか、そういったようなご検討というのは今後いかがでしょうか。

市民生活課長 お答え申し上げます。

まず、一部例えば電気を消したらというようなお話もございしますが、スイッチの状況によって、うまく例えば半分消えるとか、そういうことでしたらそれで対応させていただきたいと思うのですが、それについては、今調査中でございます。その他調査によって、うまく減灯といいますか、ちょっと減らせるようであれば対応したいと思います。LED等につきましては、今後経費等もございしますので、初期投資の経費、また節減の効果ですか、等も考えて今後研究させていただきたいと思ます。

向口委員 また、あわせまして障害者割引ですとか、あと生活保護世帯に対する割引とか、そういったことに対するお考えはいかがでしょうか。

市民生活課長 条例によって、生活保護世帯は減免でなく免除ですか、使用料免除ができるという規定もございまして、他市の事例でも生活保護以外にも障害者手帳をお持ちの方とか、そういったこともございますので、今後その駐車場に掲示をして、またなかなかどんどんというわけにもいきませんが、皆さんに周知を図って、その制度を利用していただければと思います。よろしくをお願いします。

向口委員 例えばどのように周知するとかも今お考えとかございますか。

市民生活課長 まず、注意看板とか南口の自転車駐車場の受付等に置いてあるわけですが、その下の段にこういう方々は使用料が免除になりますというふうな一文を添えたり、使用者の方にその看板以外にも手紙等をお渡しするわけなのですが、そちらについても同じような方法で周知を図っていきたいと思います。

委員長 ほかにございせんか。

小出委員 説明書の54から55ページの款2の項1、目19の交通対策費の市内循環バス対策審議会委員報酬の中で、これ委員というのはどういう方が委員をされているのでしょうか。

委員長 済みません、もう一回よろしいですか。五十何ページですか。

小出委員 54から55。

委員長 55ページの。

小出委員 はい、款2項1目19、市内循環バス。

委員長 どちら……

小出委員 違う……

〔(去年……) と言う人あり〕

小出委員 去年、これそうですか、済みません。間違い。

委員長 間違い……

〔(その委員会とかあるんじゃないの) と言う人あり〕

小出委員 57ページです。済みません。市内循環バス、そういう質疑なのですが、済みません、ページ間違えました。

委員長 ごめんなさい、市内、もう一回……

小出委員 市内循環バスの

〔(審議会だとかあった) と言う人あり〕

委員長 いや、ちょっとないので。

小出委員 これ去年の話です。ことし、それでは済みません。

委員長 もうないですよ。

小出委員 済みません。では、市内循環バス運行事業のことでお聞きしたいのですけれども、経路が

改正になって、ちょっともっと奥まで入っていたと思うのです。前は奥まで入っていたところ等があると思うのですが、路地の中の。それがなかなか入らなくなったということで、もう少し近くに来てほしいというような要望があると思うので、そういうのは取り上げるような方向というのはあるのでしょうか。

市民生活課長 循環バスにつきましては、昨年の9月から経路変更、また時刻の変更もさせていただいたところなのですが、ちょうどここで乗車の方々に対して乗降量調査ですとか乗られている方の感想等、今ちょうどお聞きしているところで、それが今年度いっぱいでき上がると思いますので、まずは変更したことによる皆さんの反応をちょっと確認をしたいというのがまず第1ということで、その後いろいろお話はあるのですが、まずは皆さんの話を聞くということが第一と考えているところでございます。

安道委員 市内循環バスの件でなのですけれども、今月曜が運行というふうなことになっているようですよ。

委員長 運休です。

安道委員 運休。確かに公民館などはお休みだったり、そういう公的な施設がお休みだったりということはあるけれども、市役所にやっぱり高齢の方なんかは用事があって出かけるというような場合に、月曜日がお休みというのは何とかならないのかしらという声は結構あるようなのです。そういうふうなことは検討されているのでしょうか。

市民生活課長 今回の変更については、地域の方々が近くまで乗り入れてもらいたいということを目的に変更したものであって、曜日についてはちょっと検討していない状況です。もともと今ご質疑者がおっしゃっておられたように、月曜は公民館等休みで、そちらへ出向く方が少ないという、当時。その後変更されたのですが、今後は経費の問題もございしますが、そういった例えば私が先ほどアンケートをすることもお話しさせていただきましたのですが、その中で月曜もやってもらいたいとか、恐らくそういった意見も出てくるかと思うのです。これはすぐにどうしようということではなく、後期の基本計画の中でそのバス自体の位置づけも考えて検討の材料の一つにさせていただきたいと思います。

安道委員 やっぱり高齢化の中でバスを利用するというふうな頻度がすごく利用度が高まっているというふうなことが言えるかと思しますので、ぜひ検討していただきたいと、要望する場ではないのですが、検討をというふうなことで。

委員長 ほかにございませんか。

向口委員 57ページなのですが、交通対策費のうちの交通安全施設整備事業のうちの中の事務費が273万5,000円となっているのですけれども、これが昨年度に比べまして250万円ほどふえているのですけれども、中身を教えていただきたいのですが。

市民生活課長 こちらにつきましては、場所は入間市の南峯、金子なのですが、そこでスクールゾー

ンなのですけれども、学童が朝学校へ出向くときに、ちょっと危険な具体的な名前言いますと桂橋なのですが、そちらで子供たちが待機をする場所がちょっとなくて、道路上しかなくて大変危険であると。そこはちょっと坂になっておりまして、当然朝なんかは車両がかなりのスピードで通過をします。そこに横断歩道があって、その待機をするにしても、かなり危険であるということで、待機場所を用地をできれば確保したいなということで計上させていただいたものでございます。

関谷委員 今の南峯のスクールゾーンの待機場所の用地の確保が250万円増の要因ということですが、これは事務費という枠の中で考えるものなのでしょうか。

市民生活課長 その中身は、今言った用地取得費と、そこにたまたま今東電の電柱とN T Tの電柱がございまして。その移設補償料、あとは用地の取得をするという関係で測量、また分筆登記料、分筆の費用等も含まれております。事務費ということで取り扱っております。

委員長 ほかにございせんか。

野口委員 43ページから44ページにかけて、消費者行政活性化事業の中の諸工事費、これは予算概要の9ページに概要が載っているわけですが、そこへ市民相談室及び消費生活センターの相談窓口の集約化と、総括質疑でも何かあったと思うのですが、ビジュアル的にわかるようにちょっとどういうふうになるかということの説明していただけますか。

市民生活課長 これ場所は今の1階の市民ギャラリーです。今現在そのちょっと端っこといいますか、消費生活センターがあるわけなのですが、その今ある消費生活センターと市民ギャラリーを含めた形で事務室と、そのほか今相談室が、消費生活相談の相談をする窓口がなかなかプライバシーの確保が難しい状況です。そのためにプライバシー確保のために相談室を3つ設けます。そういったことで、それに事務所については今の法律関係の市民相談室、それも一緒に移転しますということで、相談室3つについては、消費生活センターの相談と法律相談と当然全部が全部一緒に使っているわけではございませんので、うまく回した形でプライバシーを確保して行きたいと。そのほか窓口においても簡易な相談という申しわけないのですが、それについては、窓口自体で半オープンスペース的なことで対応していきたいということでございます。

野口委員 そうすると、今の消費生活相談センターみたいにカウンターでの受付的なところでちょっとした相談と個室での相談とかがあると。個室の相談は、今の法律相談と市民相談が入ってきて活用を図るということですよ。そうしますと、市民相談員の方が4人でしたか。私心配しているのは、個室にいった場合、あそこで電話とったり、そういった人数的な配分というのは大丈夫かなと。つまりカウンターですとプライバシーは阻害され、ちょっとその点ではよくないですけれども、そこにだれかがいると。そうすると、窓口でちょっと来られた方であれば、ちょっとお待ちいただけますかみたいにして言えるけれども、そういった人数的

な運営というか、かかわり方については大丈夫ですか。

市民生活課長 消費の相談については、ちょっと最近減っておる状況でございまして、昨年度決算のベースで1,141件、ことしがまだ途中ですけれども、1,043件ということで、ちょっと若干減っている傾向がございまして。なかなか今相談員さん4人いまして、2人が交互に出ているということで……

〔(全員でしょう) と言う人あり〕

市民生活課長 4人全員がいて、2人が毎日交代で出ているわけです。ですから、2人で対応しているということなのですが、特に例えば行列ができるとか、そういったことはございません。ただし、ちょっと待つていただくことはございまして、その場合については、相談室で待つていただくとか、また後日いついつという約束を取りつけて後日お越しいただくとか、そういったことで対応させていただいております。

野口委員 私が言ったのは数の多さというか、繁忙さではなくて、受け付け的な機能をどう持つか、市民相談室、法律相談室は職員の方が受け付けて完全予約制ですから、それで個室でもいいわけです。ところが、あそこは予約なしにクーリングオフしたいとか、何か血相変えて駆け込んでくる人もいると思うのです。そうするときに、だれもいないということになりかねないのかと。今までですと、ちょっとプライバシーはあれで、「何かご用ですか」と聞いて相談している手前、「ちょっとお待ちください」とかと言えるのだけれども、個室に入れば見えなくなるでしょう。そういったことについて、懸念はないですかということです。

市民生活課長 例えば相談員さんお二人が中に入ってしまったという場合とかだと思っておりますが、そのほか事務室も一緒にやるというふうにさっきご説明させていただいたのですが、その中には市民相談担当の職員もいますし、当然消費関係の職員もおりますので、窓口に来られた場合はその者が対応するというようなことで今考えているわけですが。

〔(そういう意味ですか) と言う人あり〕

市民生活課長 ええ。例えば執務室というのですか、相談室がこちらにあって、ちょっと簡単な通路があって、こちらに例えば今の市民相談室みたいな、あるいは一般的な事務を行っている職員がいるわけです。ですから、どなたか見えれば、すぐ声かけられるし、わかるという形です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目19交通対策費についての質疑を終結いたします。

次に、保険年金課長より概要説明をお願いします。

概要説明

保険年金課長 平成23年度入間市一般会計予算案のうち保険年金課所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。予算説明書の20ページから21ページをお開きください。下段のほうになります。款15国庫支出金、項1国庫負担金、次のページになりますが、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の説明中、保険基盤安定負担金2,421万円は、保険税軽減の対象となりました一般被保険者の数に応じて、平均保険税の一定割合を保険者支援分として公費で補てんする制度で、国より受け入れるものでございます。

次に、24ページから25ページをお開きください。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金の説明中、国民年金事務委託金2,705万8,000円は、国民年金事務に要する人件費及び物件費が国から交付されるものでございます。

続きまして、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金の説明中、保険基盤安定負担金8,259万9,000円は、保険者支援分及び保険税軽減相当額を県から受け入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書74ページから75ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険費の16億1,908万2,000円は、国民健康保険関係一般職員21人の人件費1億6,908万2,000円と、国民健康保険特別会計への繰出金14億5,000万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3民生費、項1社会福祉費、目5国民年金費、目6国民健康保険費についての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

概要説明

生活福祉課長 平成23年度入間市一般会計歳入歳出予算のうち、生活福祉課所管の予算概要についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。予算説明書22、23ページの説明欄の上から4段目の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節6生活保護費等負担金12億9,010万9,000円は、生活保護扶助費の支出に伴う国庫負担分12億5,422万5,000円と中国残留邦人生活支援給付金の支出に伴う国庫負担分3,588万4,000円で、いずれも歳出の4分の3の負担を国から受け入れるものでございます。

次に、説明書27ページの説明欄中段の款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金の説明欄の下から2行目、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金3,266万7,000円は、住宅手当緊急特別措置事業に伴う支援対策事業費3,094万3,000円が主なもので、10分の10の県補助金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。予算説明書68、69ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、大事業、中国残留邦人生活支援事業4,906万3,000円は、市内に住む中国残留邦人とその配偶者、11世帯、17人に対する生活支援給付などを実施するものです。

次に、その下段の大事業、住宅手当緊急特別措置事業3,094万3,000円は、一昨年10月から実施している国の緊急特別措置事業で、平成19年10月1日以降に離職した方が求職活動を継続しつつも住宅をなくし、またはなくすおそれがあり、収入や預貯金の一定の要件を満たす場合、最長6カ月間、特に就労活動要件を誠実に実施している場合には最長9カ月間、市が住宅費を家主に代理納付する制度でございます。なお、住宅手当という名称になっておりますが、受給者が安心して求職活動を行い、できる限り早期に就労に結びつけていく緊急雇用対策として位置づけられた制度であります。

続きまして、予算説明書84ページ、5ページの款3民生費、項3生活保護費、目2扶助費、大事業、生活保護扶助16億7,430万円は、生活保護世帯に対する生活扶助費を初めとする各種扶助費の合計額でございます。平成23年2月1日現在の保護率5.66パーミル、これは1,000人当たり5.66人という意味でございますが、前年の2月とことしの2月との比較では、世帯では530世帯が590世帯、世帯人員では772人が854人といずれも増加しております。また、窓口での延べ相談件数も前年2月の時点では553件でしたが、572件と引き続き増加傾向を示しております。したがって、平成23年度についても前年度と同様に、引き続き増加していくものと考えております。なお、平成23年度の相談体制については、定員管理上でケースワーカーを1名ふやすことで査定をいただいております。その内容に沿い、実配置されることを強く期待し、生活福祉課所管の予算概要といたします。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、項3 生活保護費についての質疑を願います。

関谷委員 予算説明書69ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費のうちの住宅手当緊急特別措置事業についてお伺いします。

前年度、前年度って今ですけれども、今の支給決定人数は今のところ何人ぐらいで、来年度、平成23年度は何人ぐらいを見込んでいるのでしょうか。

生活福祉課長 この事業につきましては、平成22年の10月1日から始まっております。平成22年の10月1日から昨年(21年)の3月31日まで、つまり前年度ということになりますが、そのときに申請が…

〔(21年) という人あり〕

生活福祉課長 平成21年10月1日から平成22年の3月31日の間に申請のほうは33件ございました。

次に、平成22年の4月1日からことしの2月28日までの申請件数は71件ございます。この71件というのは、平成22年度の予算の関係になりますけれども、大体予算に近い内容になっているというふうに思います。

平成23年度の見込みなのですが、窓口等の様子を見てみますと、やっぱりふえていくだろうというふうに思っております。今の予定では、平成23年度までの事業という位置づけにはなっていますけれども、いずれにしても平成22年度よりはふえていくというふうに思っております。

以上です。

安道委員 私もこの点をお聞きしたかったのですが、前年に比べると大きく増額というふうなことで、利用者が71件と。そうしますと、今年度もこのようにふえていくだろうという見込みのようではございますけれども、この特別措置というふうなことで事業としては平成23年度までの事業というふうなことのようではございますけれども、今後の見通しとしてはこの事業はどういうふうになっていくようなのか、この見通しはどのようなのでしょうか。

生活福祉課長 今現在、国や県のほうからは、この制度を平成24年度以降云々というお話はございません、今のところは。一応国、県のほうからは、具体的なお話はございませんけれども、ただ1点考えられることは、例えば来年のこの時期、平成24年の2月ですか、は平成23年度ですので、当然相談とか申請はできるわけです。さっきもお話ししたように、誠実にいわゆる就労活動、職安とか行っている方については最長9カ月ということになります。ですから、平成24年の3月に申請した人は、そこから平成24年のもう終わりぐらいまで、9カ月ですから。そういった点では、平成24年度にずれ込むことは制度上は考えられます。

以上です。

安道委員 苦肉の策といいますか、そうやって制度を十分に活用してまず生かそうという趣旨はよくわかるのですけれども、そうではなくて、将来的にやっぱりこの制度を恒久化させていこうというふうなことが大事なのだらうと、今の雇用状況からいいますと。そういった点での対応といいますか、働きかけといいますか、そういったことはどのようになっているのか。

生活福祉課長 現時点で事務を実際に担当している者として、例えば国とか県のほうに具体的にお話をしているようなことはありませんけれども、今後この制度どうなのだろうということでは県のほうからお口添えとか、いろいろあると思いますので、そのときにはやっぱり非常に利用価値が高い事業だという趣旨のお話はしていきたいというふうに思っております。

宮岡治郎委員 同じく住宅手当緊急特別措置事業なのですけれども、これは市が住宅費を家主にということは、賃貸住宅にお住まいの方ということを前提にできている制度なのですか。

生活福祉課長 そういうことです。

宮岡治郎委員 では、価格帯、例えば月々の賃料、どのあたりが多いものですか。

生活福祉課長 この制度につきましては、生活保護に連動しております。入間市の場合に生活保護2級地ということなのですが、単身ですと、1カ月の家賃が4万7,700円が上限といいますか、マックスになります。複数の世帯ですと、6万2,000円が上限、マックスになりますので、その金額に合わせて住宅手当のほうも運用しております。

以上です。

宮岡治郎委員 住宅費を直接家主さんにお支払いするようでは、入間市が。その方法としては、家主さんが指定されている口座に入間市が直接振り込むと、そういうような形ですか。

生活福祉課長 そのとおりです。

関谷委員 同じく69ページの中国残留邦人生活支援事業についてお伺いします。

11世帯、17人で、前年度よりも大幅に増額して4,900万円ということですが、これは今後とも増額していくのでしょうか。増額の主な要因とともにお知らせください。

生活福祉課長 中国残留邦人ということですから、年齢的には昭和20年前後に生まれた方を想定していただきたいのですが、65とか70ぐらいの方が多いのですが、人数的には今後はそんなにふえていかないのではないかと考えています。転入等で若干ふえるかもしれませんが、人数的にはそんな動きはないと思います。しからば、なぜこの金額がふえているかということですが、医療扶助といいますか、いわゆる末期医療の方がお一人いますと、それだけで400万円、500万円ふえてしまうのです。実際、今入院されている方もいらっしゃいますので、この中国残留邦人の増加という、いわゆる金額的な増加というのは、末期医療等による医療費の増加というふうに見ていただければなというふうに思います。

関谷委員 違う件でいいですか。

委員長 はい。

関谷委員 説明書85ページになります。目2 扶助費、生活保護扶助費についてお伺いします。

昨年度、1年前ですけれども、人数的には今後は緩やかな増加になるだろうというふうにおっしゃったのですが、緩やかな増加になっているのかどうかと、あと県の事業としまして、生活保護を援助する制度が始まったのですけれども、これによって若干人数は減っていくと考えているのか、その辺をお聞かせください。

生活福祉課長 少しずつふえていくだろうというふうにたしかお話ししたと思います。現実的には、これは感想になりますけれども、やっぱりかなりふえてきたなというのが実感であります。先ほど世帯数で60世帯ふえたというお話ししました。1カ月に5世帯計算、差し引き。それだけふえているということで、平成23年度もやはり現場での感想を申し上げますと、かなりふえていくだろうというふうに思っています。

2点目のチャレンジの関係なのですが、チャレンジ、ご承知のように3つ事業がございます。職業訓練、住宅ソーシャルワーカーと、あと教育の関連。今のご質疑ですと、職業訓練のことが主にお話の中心だと思うのですが、いわゆる今現在42人ぐらいの方が一応職業訓練の対象者ということで、いろいろアスポートのほうにも頑張ってもらっているのですが、正直申し上げて今現在ですと、自立、就労になかなか結びついていないのが現状でもあります。ただ、それは現状でして、事業を継続していくことによってほかの就労支援相談員の事業とも連動して、やっぱり自立に向けた取り組みは今後していかななくてはならないというふうに思っています。

野口委員 69ページになる、社会福祉協議会支援事業費ということが中段にありますね、9,100万円ちょっと。それについて関連して、まず施政方針の4ページに、ちょっと2行だから読むと、地域福祉については地域福祉計画を踏まえ、社協などの活動を支援しと書いてあって、その社協などの活動を支援しということで、それでまちづくりをするというふうに施政方針にうたっている。その割には、余り社協に対しての支援というのはふえていないわけで、それを前提として今年度というか、今変えていきたいというのか、将来支援を多くしてどう変えていきたいかという二段構えで社会福祉協議会に対する取り組み、支援というか、こちらが支援ということは変えていくことだというふうに私は思っているので、その点をちょっとお聞かせ願えませんか。

生活福祉課長 非常に大きい問題なので、若干長くなると思うのですが、実は社会福祉協議会の設置目的には2つの目的があります。1つは、地域福祉の推進の主体であるということ、推進役であるということ。これにつきましては、社会福祉法の109条に記載がございます。もう一点の社協のポイントとしては、社協は民間の社会福祉法人でもありますので、いわゆる福祉サービスの提供者としての位置づけもあります。わかりやすく申しますと、扇台福祉作業所

とか黒須の包括の支援センターとか、ほかにもサービス事業やっていますけれども、いわゆる福祉サービスを提供する主体としての社協という一社会福祉法人としての性格があります。

社会福祉事業法が社会福祉法になったのは平成12年なのですが、そこでがらっと変わりましたのが、社協の本来の設置目的は地域福祉の推進にあるということ平成12年の社会福祉法では具体的にうたっております。今後のいわゆる高齢者の問題に限らず、虐待とか、あるいは精神障害の方の地域生活への移行とか、いろいろな問題が地域では起こっております。そう考えたときに、やはり社協はこれから地域福祉の推進を中心に事業展開していかないと地域での対応がもう不可能になってしまうという認識がございます。ですから、平成23年度のみのお話ではなくて、徐々に一社会福祉法人としての福祉サービスの提供者から地域福祉を推進する推進役の色彩を強めていかななくてはいけないというふうに思っております。平成23年度については、これまだわかりませんが、いわゆる地域福祉をコーディネートする人材をできれば配置できればなというふうに思っていますし、社協もそういうふうに思っているはずで、社協には、ずっと50年、60年ぐらいの歴史があるわけですが、やはり私どもの気持ちとしては、これから社協を皆さんに、市民の方に盛り上げていただきたいという、地域福祉の推進役としての社協をかわいがっていただきたいというふうに思っております。多少思いも入っていますけれども、一応そういうふうに考えております。

安道委員 今そういう思いを語っていただいたのですけれども、やっぱり今おっしゃるように専門のコーディネート、人材の確保が一番の重要な課題なのかなというふうなところでの見通しはどのようになっているのでしょうか。

生活福祉課長 見通しもそうですし、お金の関係もありますけれども、やっぱりこういう仕事って熱意を持っていることがまず一番、そういった方とご縁があればいいなというふうにまず思います。熱意とやっぱり現場にすぐ出向くような姿勢を持った人がまず一番プロパーとして必要なのだろうと思いますし、そういった方を積極的に探して、あるいはよい縁があればいいなという思いもありますけれども、そういうふうに少しずつ変えていきたいというふうに、いきなり変わるのはちょっと無理だと思いますので、多少時間はかかると思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 この際、委員として質疑を行いたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

では、質疑をお願いします。

永澤委員 生活保護の扶助の件で、85ページ、お伺いしたいのですけれども、先ほど大変ふえている

ということで数を伺ったのですが、反対に今自立に向けて、先ほど関谷委員のお話にありましたように、さまざま施策が講じられているのですが、昨年自立をされた方というのは何件ぐらいあるのか教えていただけますか。

福祉部副参事（生活保護担当） お答え申し上げます。

昨年といたしますか、平成22年度の中の数字ということで集計したものがございますので、お答えさせていただきます。就労をもって自立ができた方が23名いらっしゃいます。そして、それ以外の理由ということで、年金の収入が新たに入ったとか、あと結婚されてとか、そういったような理由での方が7名いらっしゃいまして、合計では30名の方が自立をされております。

永澤委員 皆さん非常に頑張って自立されたのだなというふうを感じるのですが、今こういうご時世で、なかなか就労してもきちっと働けるようになるまでというか、収入がそんなに物すごく多くなるということは、まず余りないのかなと思います。そういう中で住宅扶助、教育扶助、医療扶助すべてを今まで国でお世話になっていた方が、それを全部自分の給料でやっっていこうとするという中で、さまざまな今度ぎりぎりのところの非課税世帯の中のいろいろな自立に向けての支援というのはどこまで、紹介も含めて、こういうサービスがあるのだよとか、高齢者だったらこういう福祉があると、こういうところの手続をしてくださいとか、そういうところのきちとした自立、本当に自立できるようになるまでのコーディネートというのは今なさっているのか。なさっているのなら、どこがしているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

福祉部副参事（生活保護担当） お答えを申し上げます。

ただいまのご質疑の中で、他の制度の利用ということになるかと思うのですが、自立に当たってそのときに高齢者の方でしたら高齢者福祉課、また母子の方ですと児童のほうですか、のほうにこういった制度があるということで、そのご案内はさせていただいて手続をするよという説明のほうはさせていただいております。そういった形で自立した後もいろいろな制度の利用が引き続きできるようにということでご案内はさせていただいております。

以上です。

永澤委員 説明をして、あとはお疲れさまでしたというのも変なのですけれども、頑張ってくださいねということで以上になってしまっているのですか、今は。

福祉部副参事（生活保護担当） そうです。今のところは、そういった説明はさせていただいているということで、あとご本人のほうからまた聞きたい、お伺いしたいということでお話しただければ、またつなぐことはさせていただくのですけれども、それがなければ、こちらのほうでの説明でという形になっております。

永澤委員 非常に冷たいと言ったら申しわけないのですけれども、自立をするということって物すごく

くこんないろいろなところでお金がかかるのだということを感じるのではないかなと思うのです。例えば県営住宅のご案内、市営住宅の案内含めてもうちょっと丁寧にするべきではないかなと。本当に自立できるようになるまでの手だてを、ただそれをケースワーカーさんがするのか、今度担当課がするのかというのは非常に難しいところなのですけれども、どなたかがやはりなさらないといけないのかなと思うのです。

私は、今住宅のほうのもお伺いしていたのですけれども、住宅の補助ですか、これは要するに仕事がないと申し込めないという非常に、自立した方が申し込めないようなシステムになっているのです、もう仕事持ってしまうから。非常にこれ国の欠陥だなと思うのですけれども、そういう意味でちょっとサービスとか上手に言えば半年でも少し生活が落ちつくまで住宅補助が受けられるようになるとか、そういったところも考えられてくるのかなと思うのです。なので、いろいろなことを組み合わせて、きちっと本当に自立できるようになるまで何とか行政の中で面倒を見ていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

生活福祉課長 ちょっと幾つかに分けてお話ししたいのですが、今まで生活保護を受けていた方がお仕事が見つかって、とりあえず生活保護でなく、一般の生活になる際に、言葉が足りない職員もいるかもしれませんけれども、やはりこれからこういう手続があるとか、そういったことは極力お話しするようにはしています。ただ、相手の方がそれを理解して覚えていてくれるかどうかはわかりませんが、極力ワーカーにはそういう優しい気持ちで接するよというのには言っています。

それで、生活保護を受けていた方が市役所の近くでしたら、すぐ来られる方もいらっしゃると思うのですが、例えば宮寺とか金子とか、遠くに住んでおられる方というのは、やっぱりなかなか相談したくてもだれに相談していいかわからないという現状あると思います。先ほどのお話、やっぱりそれが地域福祉がこれから果たしていく役割というのがありまして、決して高齢者のことだけではなくて、生活保護を受けていた人が困っているときに、そのこの地域の窓口相談に行って役所のほうへ電話してみなよとか、そういう情報提供が身近なところでできるようにするのが一番重要だし、民生委員さんにすぐ相談したりとか、専門的な人につなげたりとか、地域福祉がやっぱり担っていく分野でもあるのかなというふうに思っています。

以上です。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

安道委員 今で関連してなのですけれども、よくお話をお聞きしていて、自立に向かったの支援というふうなことになってくると、やっぱり地域の協力は欠かせなくなるというお話、ごもつともだと思うのです。地域とのつながりもというのは、これからのテーマだと思うのです。それで地域ネットワークづくりなどという形でいろいろここで打ってきているというのも背

景にありますけれども、現実でも地域のつながりがなかなか希薄になっているという実態があるということですから、今この地域にゆだねましょうとあって、それが即効果として出てくるというものでなくて、やっぱり地域をつくっていかうってすごく力が要るのだと思うのです。そういうふうなときに、これからのそれは課題というふうなことになりますから、まずは担当課で、例えば今のようなケースでいうと、生活保護で自立へ向かってといった場合などは、一番把握しているのはやっぱり担当課ですよ。そこについてもやっぱり支援できるとすれば、そういう状況を把握しているところが一番に後追いしていくというのか、支援していく、自立に向かっての。まずは、行政のほうがちんとバックアップしていくというふうなスタンスというのはやっぱり必要なのではないのでしょうか、当面。そういった方向で検討というのはどうなのでしょう。

生活福祉課長 非常に難しい問題だと思います。先ほど来お話ししていますように、今現在1人のワーカーが84ぐらいなのです。結構目いっぱい、だから1人ふやしたいという思いがあるわけですが、やっぱり生活保護を廃止、事務的な言葉になりますけれども、終わって自立したのだけれども、相談したりとか、また生活保護の相談とか、相談に来る人もいます。生活保護に限らず、一人一人のワーカーとの今までの話の中で、あの人は話しやすいから聞いてみたいとか、そういうふうにもみんななればいいのですけれども、なかなかやっぱりいろいろ現実ありますので、難しい部分あります。いわゆるアフターケアといいますか、その辺、うちの課だけというよりは、そういう行政の仕組みといいますか、それは先ほどの地域福祉も含めてそういうものがこれから大変な変革になると思うのですけれども、時間かかると思うのですけれども、みんなで支えて助け合うものが最後には公助、公の助けではなくて、やっぱり共助がないとなかなか難しいというふうには現実的には思います。

安道委員 その方向性としては、そういうふうにしてこれから少しでも広げていく、充実させていくというふうなことは当然にこれからのテーマだと思うのですけれども、そのときにはやっぱり行政がちんと中心に座ってサポートするというふうな、それがないと、なかなか厳しいのかなと。それで、そういうふうなところにもやっぱり行政の側にも専門家がいて、きちんとそれをコーディネートではないけれども、サポートしていくというふうな、そういった方向性でないと、なかなか厳しいのではないのかなというふうには思います。さっきのような話だと、相談員さんとか、もちろん今やっていただいている、目いっぱいやっていただいていると思うのですけれども、そういった形でつながっていてサポートしていただけるような対応というのはやっぱり必要ではないかなということで求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 要望でよろしいですか。

安道委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費及び項3 生活保護費についての質疑を終結いたします。

次に、参事兼児童福祉課長より概要説明をお願いいたします。

#### 概要説明

福祉部参事兼児童福祉課長 それでは、平成23年度一般会計予算のうち、児童福祉課所管のものについて概要をご説明申し上げます。

予算説明書の76から77ページをお願いいたします。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の大事業、報酬、中事業、家庭児童相談員報酬768万円は、前年度対比で264万円の増額となっておりますが、この要因は児童相談件数の増加等に対応するため家庭児童相談員を1名増員し、相談体制の強化を行うものでございます。

次に、78から79ページをお願いいたします。目2 児童保育費の下から2つ目の大事業、民間保育所増改築整備事業補助金2,500万円は、東町にございますいるま保育園が防衛省の補助を受けて行う園舎の改築に対して支援するものでございます。国の基準による設置者負担額の2分の1の補助を行います。

続きまして、82から83ページをお願いいたします。目6 子ども手当費の大事業、子ども手当31億3,514万円は、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために中学校終了までの子供を対象に手当を支給する施策でございますが、国の制度変更に従って予算を計上しております。手当の額は、3歳以上、中学校終了までの子供1人につき月額1万3,000円を支給し、3歳未満の子供につきましては、平成23年2月、3月分については月額1万3,000円を、平成23年4月以降分については月額2万円を支給するものでございます。

これに係る歳入でございますが、22から23ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項1目2節10子ども手当負担金25億59万6,000円と、恐れ入ります。26から27ページをお願いいたします。款16県支出金、項1目2節10子ども手当負担金3億1,727万2,000円でございます。これを合わせますと、国、県の歳入が歳出の89.88パーセントを占めております。

なお、子ども手当につきましては国の当初予算案、子ども手当法案が今年度内に成立するものとして平成23年度予算に計上いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、82から83ページをお願いいたします。目7 子ども医療費、大事業、子ども医療費扶助2億7,898万4,000円は、子供の医療費の自己負担分を助成し、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るものでございます。助成対象は、入院分が小学校3学年終了まで、通院分は平成23年4月診療分から小学校2学年終了まで、1学年拡大して助成いたします。対象年齢の拡大等による医療費の増額を見込みまして、前年度対比2,320万円の増額となっております。

ます。なお、平成21年度まで目の名称を乳幼児医療費といたしておりましたが、対象年齢の拡大に伴いまして、名称等変更いたしましたものでございます。

以上が児童福祉課の新年度予算の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

向口委員 それでは、79ページなのですけれども、目2の児童保育費の中の説明で民間保育所運営費補助金なのですけれども、これは前年度とちょっと比べて1,200万円ほどふえているのですけれども、これについて教えていただけますでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、おおぎ第二保育園の子育て支援拠点事業が平成21年度はつどいの広場事業のほうでしたが、こちらから子育て支援センターへ移行したことによりまして、749万4,000円増しております。また、保菌検査料の補助金を年4回から6回に増額したものが63万6,000円、あとは児童数等によるものでございます。

安道委員 民間保育所増改築整備事業ということで先ほどいるま保育園のほうで改築というふうなお話でした。これは、いわゆる増改築というふうなことで、定員とかは拡大するとかというふうなことにはならないですか、お願いします。

福祉部参事兼児童福祉課長 改築でございまして、建てかえをするということなのですが、ただ定員については変更ございません。

安道委員 あわせてですけれども、保育所のほうの定員の状況ですけれども、この間いわゆる待機児がふえるとかというふうな傾向はどのようになっているのか、新年度に向かってどういった傾向になっているのか、お願いします。

福祉部参事兼児童福祉課長 まだ新年度の入所の事務が途中ということで、待機児童がどのようになっているかという具体的な数字についてはまだ算出できておりません。

安道委員 この間の状況で、小さいお子さんのほうが入るのが厳しいというふうな実態があるなんていうふうなことは決算でもあったかと思うのですが、そういった点でいうと、その小さいお子さんがきちんと希望どおり入所できるようなことについては一定見通しがあるのかどうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 まだ4月入所が途中でございまして、完全にということではちょっとお答えは難しいのですが。

安道委員 そうしますと、今一生懸命それをやっているところだというふうなことのようだと思うのですけれども、平成22年度でいうと、そういった傾向はあったのかどうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成22年度の4月1日現在は、待機児童数がお二人ということで、年齢は1歳と3歳、それぞれお一人ずつでございまして、10月現在は33人の待機児童でございまして、年齢についてはゼロ歳が12人、1歳が9人、2歳が9人、3歳が2人、4歳が1人というような状況になっております。

安道委員 そうしますと、これは大変なやっぱり入りたくても入れない状況が実態としてあるというふうなことから、その辺については今後どういうふうな方向で考えていくのかというふうなことについてはどういった検討がされているのか、お願いします。

福祉部参事兼児童福祉課長 その待機児童の状況でございますが、正職、パートさん、あるいは契約社員として働いていらっしゃる方、これちょっと時点が変わってしまって平成23年の1月現在でございますが、58人に現在の状況をお伺いしましたところ、現在の保育の状況は、祖父母に見ていただいている方が15人、あるいは母親の勤務先に連れて行って企業内保育所等で見ている方が28人、一時預かりを利用されている方が13人ということで、何らかの形で保育ができていく状況が見られます。

また、新年度以降の特に低年齢児の待機児童につきましては、民間保育園、公立保育所等もある意味年齢別の定員というものは認可を受けたときに決定はしておりますが、若干の定員の調整的な部分是对応できておりますので、そういった部分で受け入れをお願いし、また認可保育園以外の家庭保育室にもお願いをしたいと思っております。

安道委員 これから小さいお子さんをお持ちでも働かざるを得ないような環境、そういうふうなことが出てきている状況だと思うのです。いずれにしてもこの保育所についてはどのように整備をしていくのかというふうなことが課題かとは思いますが、その点の見通し、検討はあるのかどうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 公立、民間それぞれでございますが、公立につきましては建物が老朽化している部分もございますので、そういったことを市全体の保育施設をどのようにしていくかということを含めた立場でただいま計画を策定をしているところでございます。民間につきましては、それぞれの民間さんの改築のタイミングに合わせまして、その時点での保育需要に合わせた対応をお願いしていくつもりで考えております。

安道委員 またちょっと別枠になるのですが、先ほど国保のほうでお聞きしたら、国保の出産一時祝金が平成22年度はふえたというふうなことをお聞きしまして、入間市の合計特殊出生率、今どういう状況になっているのか、もしわかれば、保育のゼロ歳児との関係からもそういったことを把握されているかと思うのですが、どのように推移しているのか、お願いします。

福祉部参事兼児童福祉課長 申しわけありません。今ちょっと手元に資料は持ち合わせておりませんが、後期の次世代計画を策定した時点でも全国平均、それから県内平均よりも入間市の合計特殊出生率は低い状況でございます。

安道委員 では、後で数字をお願いしたいのですが、

福祉部参事兼児童福祉課長 では、後ほど資料を……

安道委員 お願いいたします。

宮岡治郎委員 同じ場所です。民間保育所増改築整備事業補助金ですけれども、いるま保育園が東町にあるようですけれども、防衛省の補助をいただくというのは航空機騒音にかかわることなのでしょう、それとも何かそれとは関係なく、全体的に基地交付金みたいにもらったものの中から入間市がそちらに回しているということですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 航空機騒音の状況によりましての補助でございます。実際に防衛省のほうで航空機騒音を計測いたしまして、75パーセント補助、2級の地域であるということから、既存建物の建てかえ分の75パーセントが補助されることになっております。

宮岡治郎委員 特に航空機騒音対策ですから、例えば鉄筋コンクリートのような、今園舎というのは改築、建て直すと大概もうそうなるのが普通でしょうけれども、比較的堅固で、大体延べ床面積当たり比較的費用のかかる建物であってすら75パーセントも補助していただけるということですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 防衛省の補助ですと、その防衛省の基準に合った建物でなければ補助がいただけないと思いますので、そういった形。ただ、改築後は若干従前よりも面積が、従前は749平方メートル程度でしたものが983平方メートルに若干広くはなるのですが、補助はあくまで既存建物の部分だけということになっているようです。

野口委員 待機児童の関係で質疑があったのですけれども、少なくなっているとか、少ないとかいうことではなくて、ゼロを目指すにはどうしたらいいかということで、それが見えてこないの、やはりゼロを目指すにはちょっと余剰的なものまで必要ではないかと、入間市全体です。ですから、民間保育園でも余分につくってもらって、入ってこなければその分をちょっと手当てするとか、家庭保育室もそういったものとか、だから私が今言いたいのはゼロを目指すにはどうしたらいいかという、そういう構想というのは立てられているのですか。少なくするというのは簡単というのは語弊があるのですけれども、少なくはできるのです。でも、ゼロにするにはどうしたらいいか、そういう構想は立てられているのですか。いつでも入れる、つまり働こうと思うお母さんは保育の必要があって、ちょっと不便でもとりあえず入れられるというような体制にいくにはどうしたらいいか、そういう構想は立てられていますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 確かにいつでもという部分は、理想的には我々も求めたいところですが、待機児童というのは逃げ水というのですか、施設をつくったら保育需要が起きてきて、また保育、預けるお子さんがふえるというふうな、そういうところも1つあるということはあるかと思えます。あと、民間保育園さんに関しては低年齢児途中入所促進事業費補助金というような補助金がありまして、乳児の年度途中の入所に対応して、あらかじめ保育士の雇用をやるところに対する補助金等の制度もございます。また、公立の保育所については4月1日現在、定員を充足していない施設がかなりありますので、できればそういうところのご利用をお願いできればいいのかなということもありますし、あと3歳未満児のお子さん

については家庭保育室のほうに入っていたきたいということで、保護者の経済的負担の軽減の補助金等も平成21年度から創設いたしまして、努力をいたしているところでございます。

野口委員 家庭保育室ですけれども、ふえていないというのは、つまり公立とか、もしくは民間の保育園とかで施設をいじくるとお金がかかると、維持費もかかるということで、家庭保育室、それもそれなりにかかると思うのですけれども、そういうことで家庭保育室の充実ということを施策に上げていると思うのですけれども、実際ふえていないと。ふえていないというのは施設数が。その原因と、これからふえていくにはどうしたらいいかということはお考えなのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 市内には15カ所程度家庭保育室も含めて認可外の施設がございますが、市指定の家庭保育室になりますと認可に準じたような、まるっきりイコールということではないのですけれども、規則で定める保育者の数という部分が必要になってきますし、健康診断等、若干の基準が厳しくなっておりますので、そういった部分は施設をやっている主体の判断ということになってまいります。ただ、私どもとしてもそういった待機児童の解消という部分である程度の基準を満たしているところにはお願いをして、市指定の家庭保育室になっていただけないかという呼びかけをいたしまして、平成23年4月からは野田の家庭保育室さんに1カ所がふえるような予定になっております。野田のおひさま保育室で、この方は平成19年からやっていたらっしゃる方で、施設の状況等も良好でございますので、お願いをして平成23年4月から市指定を受けていただくような方向に今準備を進めているところでございます。ただ、残念ながら小谷田の家庭保育室さんが休室届が出ておりますので、結果的には同じ3施設ということになってはしまうのですけれども、小谷田地区は保育需要が、少なくはないと思うのですが、なかなか入っていただけなかったのですが、野田地区は区画整理等もございまして、お子さんの数も多いということから、こちらを十分活用していただければと思っております。

関谷委員 説明書の77ページ、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の一番下のひとり親家庭等医療費扶助についてお伺いします。

前年度より若干減額、減少しているようなのですが、ひとり親家庭というのは私はふえているのかなと勝手に思っているのですが、医療費が減ったのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 おっしゃるとおり、ひとり親家庭は増加傾向にございますが、子ども医療費の対象年齢の拡大、また生活保護世帯の増加等によりまして助成対象者が減少することが見込まれますので、若干ではございますが、減額という形になっております。

宮岡治郎委員 82から83ページです。目6 子ども手当費、大事業、子ども手当31億3,514万円、先ほどの説明ですと、国と県の負担金を合計して89.88パーセントですか、だとしますと残りの1割強というのは、これは入間市の地方負担ということになりますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 入間市が10.12パーセントということになります。

宮岡治郎委員 私も不勉強なのですが、従来児童手当分で入間市が負担してきた分とほぼ同じなのですか、それとも少しふえるとか減るとか。

福祉部参事兼児童福祉課長 対象年齢とか所得制限の有無等もございまして、なかなか比較は難しいのですが、若干ふえるというような。

向口委員 79ページ、児童福祉総務費の中の母子家庭自立支援事業なのですが、これは昨年と比べて360万円ほど減っているのですが、これはこの事業を使いたいという方が平成23年度は少ないのではないかと見越した上でのことなのではないでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、現在高等技能訓練促進費を受給していらっしゃる方が7人いらっしゃいまして、それと現在、来年度入学を希望して事前に相談を受けている方が17人ということで、実際に見込みの人数ということで積算をさせていただいております。

向口委員 昨年度と比べるとということになるのですが、実際にはそういうの見越して減になるというふうな形、実際にはそういうの見越して減になるのだということ、現状の認識ということでよろしいのですね。

福祉部参事兼児童福祉課長 そのとおりでございます。

向口委員 あと、77ページなのですが、児童福祉総務費の先ほどご説明ございました家庭児童相談員が1人ふえるということなのですが、やはりこれは例えば虐待ですとか、そういったもろもろのご相談等がふえているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成20年度、平成21年度を比較したこれは相談の延べ件数でございますが、平成20年度は3,273件、平成21年度は4,251件ということで、議会の決算の特別委員会でもこういった相談の増あるいは痛ましい児童虐待事件等の発生等を見て家庭児童相談体制を強化するようというご意見もいただきまして、この相談員1名の増員をいたすものでございます。

向口委員 やはり内容的には、この相談内容なのですが、そういう虐待関係のことが圧倒的に多いのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 特に多いのは、家庭の経済問題、それから母親の心身の病気の問題等によりお子さんの養育に欠ける状況が危惧される、そういう部分が大変多くなっております。

野口委員 79ページの子育て支援ということで、費目的には上にあるのですが、費目的には子育て支援事業つどいの広場ということですが、広義での意味の子育て支援ということで、ちょっと前の説明もあったように、つどいの広場が少なくなったから取りやめて、一部保育園で子育て支援センターにかわったとかいうことも含めて、入間市の子育て支援についての現状と充足度というのですか、充足っておかしいな。つまりもっとそういったものをふやしていかなければいけないと。つまり保育とは違う子育て支援。孤立を防ぐとか、何かあったと

きに預けるとか、そういう意味での施設的な問題については、ちょっと現状って把握できないのです、これいろいろ飛んでいるから。ちょっと現状説明した上で今後どの程度要るかというのを教えていただけませんか。

福祉部参事兼児童福祉課長 従来の子育て支援は、母親の就労と家庭の両立支援ということで保育が中心でございましたけれども、平成16年度あたりから母親の就労の有無にかかわらず子育て支援が必要、孤独の育て、孤育てを防ぐ、あるいは広い意味での虐待防止ということもございまして、地域の子育て支援拠点の整備ということが求められておりまして、埼玉県で地域子育て応援タウンというものを埼玉県独自で策定いたしまして、地域子育て支援拠点をおおむね中学校区に1カ所設置する。それから、子育てに関する総合支援窓口を設置する。それと、子育て支援ネットワークという、この3つの要件を求められているわけですが、現在入間市では中学校区ごとに子育て支援センターが、平成23年4月以降でございますが、4カ所、広場型が2カ所、出張広場が現状で2カ所ございまして、中学校区にすると若干埋まっていない部分がございますので、現在入間市の公立保育所で行っておりますひまわりひろばを隔週、月2回程度実施しておりますが、それを10カ所を5カ所に集約して毎週実施をして、その部分が地域子育て支援拠点の認可の基準に合致させるような方向で平成23年度中には子育て応援タウンの認証を受けたいということで努力をいたしているところでございます。

野口委員 わかりました。

次に、民間保育所運営補助金に関連して、いろいろな一時とか延長とか特殊保育というのは、言葉を、そういった行為でしたか、それで私が聞きたいのは、病後児保育が1つできて設備費が計上されましたよね。その後どうですか。利用の実態というのは、どうなっていますか。というのは、新年度、平成23年度にはそういったのがふえているように見えないので、その状況を踏まえてそれを聞きたいので、前提として病後児保育というのはどういう今利用状況ですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 病後児保育は、平成22年度から開始をしたわけでございますが、残念ながら利用者がほとんどおりませんで、現在まで2人ですか、年度途中には全部の公立の保育所、保育園に保護者あて、1世帯1枚、病後児保育等のPRのチラシを入れさせていただいたのですが、やはりいざ利用とすると、なかなかちゅうちょする部分があるのかなということで利用が少ないということで、そういう意味では病後児保育に関する補助金は当初の予算としてはなかなか難しい部分があるということで、他の市町村で病後児保育を行っているところにも状況を伺いまして、どこでもやはり少ないということで、親御さんが求めていらっしゃるのは病後児ではなくて病児なのかなということもちょっとあるのですが、それは医療機関とかいう部分でないといけない部分なので、なかなか難しいと。病後児保育

の部分につきましても、私どももなかなか始めたばかりで、その部分について十分研究もしておりませんので、今年度の結果を踏まえて来年度どういった形で、まずは親御さんに病後児保育があるということをもう一度PRなり、例えばなかなか紙を渡しても読んでいただけないので、新年度入所のタイミングとか、みんなの前で言葉を使って説明をしたりとかいうことで、まずは認知度を上げていきたいというところを考えております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款3 民生費、項2 児童福祉費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、障害福祉課長より概要説明をお願いします。

#### 概要説明

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 平成23年度一般会計予算のうち、障害福祉課所管のものについてご説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算説明書22から23ページ、上段の款15項1目2 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金 5億1,533万2,000円及び24から25ページ、下段の款16項1目2 民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金 2億5,766万5,000円につきましては、歳出の70から71ページをお開きください。上段の中事業、自立支援給付事業の小事業、介護給付事業から特定障害者特別給付事業までの6事業に係る国、県の負担金でございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1でございます。

次に、申しわけございません。26ページから27ページ、中段の款16項2目2 民生費県補助金のうち、上から4つ目の重度心身障害者医療費補助金 1億6,482万円につきましては、歳出の70から71ページ、下段の中事業、障害者手当等事業の小事業、重度心身障害者医療費扶助事業 3億6,860万円に係る県補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、同じ場所の歳出についてご説明申し上げます。68ページから69ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害者福祉費の当初予算は、前年度対比20.6パーセント、金額にして3億4,920万2,000円増の20億4,287万8,000円でございます。この増額の理由は、平成20年7月に実施された世帯の範囲の見直しや、平成22年4月施行の非課税世帯のサービス利用の無料化による利用者の増加が主な要因でございます。また、平成23年度の自立支援法の改正につきましても、10月1日からグループホーム、ケアホームの利用者に対する助成制度及び重

度の視覚障害者の移動支援として同行援護サービスの創設が予定されているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

野口委員 では、71ページ、今説明にもありました自立支援給付事業10億円以上かかって、平成22年度が7億7,000万円でふえていると。若干世帯の認定とか、あと低所得者等含めて利用料の補助ですか、そういうのがあるとお聞きしたのですけれども、この中でこのような6つのサービスを含めて、いろいろなサービスを含めて特に必要となってふえるサービスというのがあったのかどうか、平成23年度予算。それでこういうふうに給付事業費が多くなったのか、それをお聞きしたいのですけれども。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 今回の予算の増の主なものとしましては、自立支援給付事業のうちの介護給付事業と訓練等給付事業なわけですけれども、この介護給付事業につきましては月平均で、平成21年度と平成22年度の対象ですけれども、月平均で介護給付費が45人、それから訓練等給付費で22人という大きな伸びを見せております。これにあと昨年、平成21年4月から報酬改定で報酬も上がっていますし、あるいは利用料のほうの非課税世帯の無料化というふうないろいろな要因が重なっております、現実的には平成22年度補正をご承認いただいているわけですけれども、その現予算から比べますと、そう大きな伸びは見えないところでございます。

以上です。

安道委員 同じページ、71ページの地域生活支援事業ということで相談支援事業のほうなのですけれども、こちらのほうは地域生活支援事業というふうなことで毎年増額というふうな形で取り組まれていますけれども、この間の状況、どのように事業が進められてきたのか、その点のところをお願いします。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 前年度比との伸びにつきましては、平成22年の10月から新たに就労の支援の相談員を1名増にしましたので、当初予算についてはその分大きく500万円を増加しているところでございます。

状況としましては、今1月末現在ぐらいで、平成21年の5月に就労支援センターをオープンしまして、約41名の方が一般就労できている実績を上げているところでございます。また、一般の相談につきましては、毎月おおむね350件から400件の来所あるいは電話相談等で、これも利用者が大変多い状況でございます。

以上です。

安道委員 大変頑張っているというふうなことで、就労のほうにも一般就労につながってい

るというふうなことからいって、本当に大きな成果を上げているのかなというふうに思います。そういった点でいうと、今後の見通しとして事業がさらに広がっていくというふうな見通しなのか、その辺のところはどのようになりますでしょうか、人員配置も含めて。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 今後の見通しとしましては、やはり一般就労できる方は徐々にふえていくと思いますし、その分その会社とその障害者とのフォローということで、定着支援というものが非常に今多くなっております。そのために昨年度10月から1名増員させていただいたのですが、一般就労の方が多くなれば多くなるほど定着支援の業務数が、直接企業に訪問するわけですので、非常に時間等を必要とするところかと思っております。人員のほうはということになりますと、急激にここで最初1名体制から半年置きぐらいに1名ずつ、3名までここまで来ましたので、もうしばらく状況を見てのことになるろうかと思っております。

以上です。

安道委員 そうしますと、この相談件数が300から超えて毎回あるというようなことでいうと、対応としてはなかなか大変で、やっぱり待つような状況もあるのかなというふうなことからいうと、すごく必要とされている場ともなっているのかなというふうなことも見えてきますけれども、3名まで確かに一気に人員を確保して非常によく頑張っていたいただいているという点で、これからさらにこの点については必要とされている部署かなというふうにもうかがえますので、ぜひぜひさらに支援するというのか、拡充していくという方向での検討という点ではいかがでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 そのような方向になれば、より支援が増大していくと思いますし、今両方のセンターとも年が改まりましてから連携ということを中心に各事業所、団体、それから企業の方、これらとの連携を強めながら一緒に協力してやっていこうというのが今の方向性でありますので、もう少し状況を見させていただければと思っております。

以上です。

野口委員 それも質疑したかったところで、途中まで来まして、その続きなのですが、人員についてはふやしていただいた相談、就労支援も含めて。これは、補助金絡みで、補助金がなくなれば全部市費ということで、それも含めてかなり覚悟を持ってふやされたと思うのです。今後やっぱり委託としての人はふえない、委託というか、500万円単位ではなかなかふやせられないのですが、就労支援については今言った定着支援ですか、そのためにいわゆる、あれ言葉で何と言うか……

〔(ジョブコーチ) と言う人あり〕

野口委員 ジョブコーチと言えいいのか。ジョブコーチも、それも委託というか、いわゆる定年退職者の経験豊かな人で有償ボランティアに近い形でやるという、そういった形の仕組み。も

う一つ、相談支援についてはやはり居場所づくりというか、プラス、いわゆる仲間での相談、ピュア何とかと、すぐ言葉忘れるのですけれども、そういったのが仕組みはあるので、要は人員配置とは別の柔軟な体制を委託先に任せてもなかなか大変なので、障害福祉課もしくは福祉部がその仕組みに携わるみたいな、そういう検討は今後なされますか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 そのような提言をいただきまして、今後それが有償ボランティア的なもので定着支援とかできればいい方向に向かうのではないかなと思っております。また、相談支援のほうの当事者による相談ピアカウンセラーなども今現在実施されていない状況ですので、そういうのも協力体制など、この辺もまた自立支援協議会のほうでもご意見いただくものと思っておりますので、それらについては考えていきたいと思っております。

以上です。

野口委員 自立支援法での、いわゆる施設については新体系ということで平成23年度までに移行するようになっているのですが、ほぼもう決着ついていると思うのです。知的、精神障害別でちょっと新体系の移行、全部言うとな時間がないので、就労移行、就労継続、あと地域生活支援センターの3つだけでいいですから、数を教えていただけますか。事業所の数。知的では幾つ、幾つ、幾つになって、精神障害には幾つ、幾つ、この3つについて。地域生活支援と就労移行と就労継続と、多分BかAかわからないけれども。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 済みません。ダブっている施設もあるので、数的には……

野口委員 ダブってもいいです、ダブっても。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 はい。申しわけないのですけれども、ほとんどすべての保護施設のほうは、あとおおりさん、知的障害者通所施設、これが1つ新体系に移行しておりますが、この4月1日に就労継続支援B型ということに移行して、あと地域生活支援事業のほうも地域活動支援センターに虹の郷、花の郷とか、あすなろとかという、そういう団体もすべて移行が済んでいる状況でございます。

以上です。

野口委員 数として就労移行が幾つで、継続支援が幾つで、地域活動支援センターが幾つというふうにな数だけでも、入間市の現状はわかりますので。

〔何事か言う人あり〕

野口委員 知的、精神分けて。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 就労継続が1……

野口委員 知的ですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 就労移行ですか……

野口委員 移行が1。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 はい。

野口委員 これ知的ですね。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 精神です。

野口委員 知的はゼロか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 はい。

野口委員 就労継続は。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 就労継続Bが3つです。

野口委員 知的が3つ。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 知的が2に、精神が1。

野口委員 それを1つでやっているのだね。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 創和さんが両方、1事業所で2機能をやっておりますので。

野口委員 地域活動支援センターが。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 地域活動支援センターが4つです。

野口委員 知的が4つ。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 これは、大別してしまえば身体が1に、知的が2です。

野口委員 では次、大体状況わかりましたので。そうすると、なかなか就労移行がないということで、創和さんがかなり頑張ってやられたけれども、知的に一つもないわけで、やっぱり大変でしょうけれども、就労移行がないということの問題と言うと大げさですけども、あったほうがいいというメリットというか、逆にはメリットですけども、何かないですか、これ。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 やはり就労移行支援事業、2年間の中に一般就労しなければいけないという法的な規制がございますけれども、今委員さんおっしゃられたように、知的障害に関する就労移行支援事業所はございませんので、あればより一層一般就労に進むのかなという、そのように考えております。

野口委員 では、ちょっとこれ理想論なのですけども、就労継続A型というのは入間市ではどうか。その前に、全国でA型にいったところありますか。つまり雇用型で10万円ぐらいもらっているところってありますか、全国で。民間の施設を含めて。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 就労継続A型につきましては、この4月4日から健康福祉センターのわきに茶の花福祉会さんのほうでA型事業、雇用による事業が開始されるところで、県内でもまだ数少ない就労形態のものと考えております。

以上です。

野口委員 大樹ぐらい資金力があればできたかもしれないので、やはり公設民営か何かで、要するに就労移行とりぼんとかで一般就労に結びつくのはいいのだけれども、そこになかなか結びつかない人がいて、でもやっぱり働けるといふ人は就労継続Aのほうに行ってほしいので、将

来的に公設民営か何かで、施設で豆腐づくりというのは夢物語かもしれないけれども、そういった構想というのはどうですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 残念ながらスリム化は考えておりますけれども、新たに事業化というのは念頭にはないところでございます。

以上です。

野口委員 ちょっと成年後見事業について、高齢者福祉課にはあったのですけれども、こっち、障害者福祉課にはなかったので、成年後見制度事業についてはどうされているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 予算的には相談支援事業、後見事業が鑑定料とか報酬になるものですから、この相談支援事業の中に組み込まさせていただいております、障害者の関係につきましては。あと、65歳以上の障害者もいるわけですので、その辺は高齢者福祉課のほうとどちらが対応するかというのはその場で調整しながら事業を進めさせていただいております。

以上です。

野口委員 知的、精神を含めて成年後見を必要とする方は20歳以上で、ちょっと長くなると思うのです。高齢者が認知症になるのは短いとは言えませんが、やっぱり手厚い保護というか、事務局というか、コーディネートがないと、なかなか必要なところに回らないと。ですから、相談支援の事業、りぼん等に任せるのではなくて、成年後見については一つの仕組みをつくって必要な人にはあてがう、お金の問題もあるし、人材もあるので、何か検討を、これも自立支援協議会かもしれないのですけれども、その仕組みをつくる必要というのは何か感じていらっしゃいますか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 現状では、市では成年後見制度利用支援事業というものを実施しておりまして、ちょっと成年後見制度そのものの全体像、全体の人数等把握してないのですけれども、要するに2親等以内でそういうふうな後見人になる人がいないとか、あるいは重度の知的とか重度の精神の障害を持っていて2親等以内にそういう方がいない、これを市で市長の申し立てでやるという制度は市ではやっているわけなのですけれども、現実には私どものほうの裁判所との関係になりますので、市の職員が直接対応して、調査をして裁判所に申し立ての手続を進めているのが現状でございまして、相談支援センターからそういう相談あれば市の障害福祉課のほうですべて処理をすると、そういうふうな形でやっているのが現状でございます。

以上です。

野口委員 ちなみに、市長申し立ての場合は、裁判所が認定するのは本職というか、弁護士とか司法書士とかになるのですか。市長申し立て等の場合の後見人は、どういう人がなるのですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 ほとんどが、裁判所の指定が社会福祉士さんになっているというのが現状でございます。

以上です。

野口委員 そういった社会福祉士のいい人を見つけてきたり、いい人というか、そのコーディネートするのも市が一応市長申し立ての際にやっているという理解でよろしいのですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 こちらのほうで候補者を用意して申し立てをしているのが現状でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害者福祉費についての質疑を終結いたします。

次に、高齢者福祉課長より概要説明をお願いします。

#### 概要説明

高齢者福祉課長 それでは、平成23年度一般会計予算のうち、高齢者福祉課所管のものにつきましてご説明を申し上げます。

当課の事業につきましては、特に新規事業及び前年度当初予算と対比して増減の大きなものについてご説明を申し上げます。

では、歳出をご説明させていただきます。予算説明書の72、73ページをお開きください。款3 項1 目3 老人福祉費の大事業、要援護者等支援事業のうち高齢者等地域ネットワーク支援事業31万5,000円は、昨年設立されました入間市高齢者等地域ネットワーク推進会の事業支援として75歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に緊急医療情報カード、いわゆる安心カードを入れたペットボトルを作成するため、そのペットボトルに張る緊急医療情報用シールを作成し、また配布を行い、見守り体制と救急時の迅速な対応を図るものでございます。また、見守りネットワークの協力事業所用ステッカーを同時に作成するものでございます。

次に、同じく大事業、自立生活支援事業のうち緊急通報システム事業484万3,000円は、前年度の当初予算と比較して119万8,000円の増額となりますが、これは対象者をひとり暮らしなどの障害者にも拡充するため65歳以上となっていた年齢制限を撤廃したもので、システムの新規設置費として30人分、120万円を見込み、高齢者分に加え、計上したものでございます。

次に、同じく大事業、施設開設準備経費等支援事業の1,080万円は、平成23年6月に下藤沢地区内に開設を予定している認知症グループホーム1施設について開設準備に要する経費、これは定員数18人掛ける60万円を予定しておりますが、この補助をするため計上したものでございます。

なお、関連する歳入といたしまして、恐れ入りますが、26ページ、27ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄の施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金として同額を計上しております。

続きまして、申しわけないですが、72、73ページにお戻りください。よろしいでしょうか。同じく大事業、介護雇用プログラム事業397万3,000円は、埼玉県緊急雇用創出基金を活用し、市内の介護施設において失業者の雇い入れとホームヘルパー2級の資格を取得するための経費として1名分の費用を計上し、介護施設事業者に委託するものでございます。

続きまして、76、77ページをお開きください。目11後期高齢者医療費の説明欄の大事業、療養給付費負担金7億6,342万6,000円は、前年度対比で8,660万4,000円の増となりますが、これは後期高齢者の医療給付費のうち、市の負担分12分の1を広域連合に支払うもので、給付費の伸びによるものでございます。

同じく、大事業、後期高齢者医療特別会計繰出金1億9,698万6,000円は、低所得者世帯の均等割7割、5割、2割の軽減を行ったものに対する費用について、県が4分の3、市が4分の1を負担する保険基盤安定繰出金と事務費繰出金であります。

これに基づく歳入といたしまして、県の負担金がございます。申しわけないですが、また前に戻っていただきまして、24ページ、25ページをお開きください。下段になりますが、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節9後期高齢者医療費負担金1億497万7,000円を予算計上しております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

向口委員 それでは、説明書の73ページなのですけれども、真ん中ほどで老人福祉費のシルバーサービス事業3,100万円、これはタクシー券が廃止になったということで、結局その後の……

委員長 まだです。

向口委員 廃止ではない。

委員長 これ全部入っています。

〔(縮小) と言う人あり〕

向口委員 縮小、失礼いたしました。

委員長 していません。

向口委員 していません。

委員長 今年度限りではないと思う。

〔何事か言う人あり〕

向口委員 済みません。その審議のほどちょっと教えていただけないでしょうか、今の現状を。

高齢者福祉課長 今のお話なのですが、平成22年度、今年度の高齢者福祉審議会のほうで昨年5月

に市長のほうから諮問を受けまして、審議をしておりましたけれども、その現状はここで答申のほうをまとまりまして、今お話があったとおり……

〔(答申じゃない。サービス事業) と言う人あり〕

高齢者福祉課長 済みません。サービス事業の内容でよろしいのですか。

向口委員 いえ、今の現状と今後はどんな推移、どうなっていくのかというようなこと、その概要を教えてくださいたいのですけれども。審議されて……

高齢者福祉課長 審議された関係のということですか。

向口委員 はい。

委員長 まず現状を言っていただいて、そこから今答申がどういうふうに行われたのか、何年度に変わる予定であるのか、その辺を前期実行計画の中でどのように計画されて進んでいるのかということをお端的にお答え願えればありがたいのですが。

高齢者福祉課長 シルバーサービス事業につきましては、あんま・マッサージ、それからラドンセンターの補助、あと今お話がございましたタクシー券ですか、それが事業の主なものでございますけれども、この現状につきましては、件数等を申し上げますと、あんま・マッサージにつきましては平成22年度は2,024件、それからタクシーにつきましては2万7,638件、それからラドンセンターにつきましては131件というような形で数字が出ておりますけれども、やはり利用率は特にラドンセンターにつきましては非常に少ないという状況でございまして、あんま・マッサージにつきましてもほとんど、利用のパーセンテージでいいますと、5パーセント程度というような形になっております。それから、タクシーにつきましては33パーセント程度というような形で推移をしております。いずれにしても大きな伸びはございませんので、現状、もちろん対象者が今までふえておりましたので、そういう意味で金額のほうは年々ふえている状況でございます。

そして、今のお話で、審議会の関係でこの辺見直しも含めて検討されまして、内容がまとまることで答申という形に今後になると思っておりますけれども、その中身につきましては、今お話がありましたように、タクシー券を平成23年度いっぱい廃止をすると。こちらのほうは、73歳以上の方に今配布をしておりますけれども、これを廃止をするということでございます。それから、それにかわった新しい事業をぜひ加えていただきたいというご意見がございまして、その辺につきましては、具体的なものにつきましては今後市のほうでその答申を受けて検討する課題がございまして、出た中では高齢者等のサロン事業、それからごみ収集事業、それからもう一点がやまゆり荘の充実をする事業、それからもう一つ、高齢者のネットワーク、昨年できましたけれども、先ほどもご説明しましたが、ああいう形のネットワークの充実を支援していく事業を検討していただきたいというような内容でございました。これは、まだ答申をされておられませんので、今後それを受けて検討してまいりたいというよう

に考えております。

以上でございます。

向口委員 それでは、先のことになってしまうのでしょうかけれども、タクシー券がなくなって、それにかわる足の確保のようなものについては、特に今のところは考えられていないというふうなことでよろしいのでしょうか。

高齢者福祉課長 今の高齢者の足の問題につきましては、やはり審議会の中でも非常にいろいろなご意見が出ました。例えばディマンドバスみたいなものをぜひできないかとか、そういうものもございましたが、今のていーろーどもダイヤ改正をしまして、坂道等が多いところにも変更されました。そういうものもまだ変更されたばかりということもありますけれども、なかなか市の財政も非常に厳しいですし、現実的にそれをやっている自治体の調査も前に行いましたけれども、非常にお金がかかるという部分がございますので、これは受益者負担のことも含めて考えていかななくてはいけない問題だと思っております。確かにタクシーの部分、非常に大事なものは考えておりますが、また関連するもう一つの要援護者のタクシー、そちらのほうをぜひ充実をしていきたいということもございまして、あわせてこの問題につきましては考えました。そういうご意見もいろいろ出まして、今申し上げたとおり、足の確保の具体的なお話はまだ出ておりませんが、今後の課題だということに考えております。

以上です。

安道委員 今の関連で、タクシーの件ですけれども、やっぱり審議会のほうで十分に練ったというふうなことで、そのネットワークですとか、サロン事業とか、新規でいろいろ考えていただいているようだけれども、同時に足の確保というのは今すごくテーマになっている課題ではないか、テーマといいますか、ひとり暮らしだったり、高齢者だけだったりという世帯もふえてきていて、この交通をどう確保していくのかというのは非常に大きくなってきていると思うのです。だから、このタクシー、今こちらのタクシー利用料金助成事業のほうに充実させていくということも考えられるというような今お話がありましたけれども、平成23年度で見れば、大きくはこれは予算がプラスにはなっていないですね、こちらのほうも。これからの話になってくるとは思いますけれども、いずれにしても高齢者の足をどのように確保していくのかというようなことは十分に検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

高齢者福祉課長 今お話があったご意見は、本当に十分担当としても考えておりますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、ていーろーどのお話をさせていただきましてけれども、福祉部も含めまして、市全体の問題だと考えておりますので、今後も担当部局とよく検討して、今後高齢者がふえていく時代になりますから、この辺は非常に大事なものであるということに考えておりますので、その点についても庁内でよく調整をしていきたいと

いうふうを考えております。

安道委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

同じページになります……

〔(関連で。シルバーの。よろしくお願ひします) と言う人あり〕

野口委員 では、今足の問題、皆さん、委員から言われて、タクシーを削った一千ウン百万円かな、ごめんなさい。そのぐらいでディマンドバスみたいな交通体系をつくるというのは無理なのですが、今本当にそのタクシー券、このシルバーサービスで必要とした人がいるかもしれないのです。そういった人の洗い出し、いわゆる申告制にしてもいいと思うのです。ですから、全くそれを無視して、要援護者のタクシーもあるし、それでもそれに、網にかからない人もいるかもしれない。そういった調査というのはされたのですか。私は、申告制という前に、そういう本当に必要とした人がいたかどうかという調査されましたか。

高齢者福祉課長 調査につきましては、まだしておりません。ただ、これはまだ答申をいただいているわけではありませぬし、今後の課題だと思ひますけれども、うちのほうは地域包括支援センターもございますし、いろいろな意味で調査をすることは可能だと思ひます。ですから、そういうことは今後考えることはできますけれども、できれば調査をしたいというふうに思ひます。

ただ、1点だけ申し上げたいのは、この今のタクシー券につきましても、こちらは審議会で非常に市民の方からこのような強い要望がありまして、費用対効果も含めてこの辺は廃止してもいいのではないかというご意見も非常にありまして、最終的には決裁をして多数決で決めたという状況もございますので、担当としても正直言って若干びっくりしたなという部分もございました。ただ、あくまでもこれは審議会から出たものでございますので、執行部としてもその辺は慎重に受けとめながら検討していくことになろうかと思ひますので、その辺はご理解いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

野口委員 ですから、審議会の人たちは、それは憶測で物を言っでは悪いですがけれども、必要なお金にお金使いなさいという方向だったと思ひます。つまり今お金がないときにタクシー券を配る必要はないという、多分そうだったと思ひます。ただ、必要かどうかというところまでは個人では判断できていないので、やっぱり必要なところがあれば、そこに対するフォロー。ですから、交通体系をこの廃止のかわりに考えるとなれば時間もかかるし、それは別の考えと思ひます。しかし、本当に必要な人には申告制であげたらいいので、そういったことはやっぱりフォローしていただきたいというのが1点、これは希望です。それは、改めて出た時点で言ひますから。

それともう一つ、あんまについては全く答申というか、考え方がなかつたようなあれで、私誤解していたのかな。前あんまについては請願出たときは、タクシー券絡みで減らされると

か、記憶あいまいですけれども、何かいろいろ動きあったようですけれども、あんまについては利用率が今30パーセントですか、低いし……

委員長 5パーセント。

野口委員 5パーセント。なおさら低いので、制度自体が成り立たないということが考えられる中で、どうして答申の中身というか、諮問の中身に入っていなかったのですか。ちょっとそれをお聞きしたい。

高齢者福祉課長 その件につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、やまゆり荘の充実という、やまゆり荘、老人保健センターがございますけれども、あちらの充実をするという中身がございまして、その中身について、あくまでも執行部のほうの一つの考え方で、これをやる、やらないはまた別の問題なのですが、やまゆり荘のほうで温泉を利用した方があんま・マッサージを無料で受けられるというのをぜひ考えていきたいと。それは、もちろん年齢制限が、今73歳以上でいただいていますけれども、そういうものはなくて、その以下の方でも、当然65歳以上の方でしたら、あそこは無料で使えるわけですから、そういう方についてもそういうサービスが受けられるといったような新しい施策としてそういうものを考えていくことも検討していきたいというふうに思っております。

〔何事か言う人あり〕

高齢者福祉課長 それから、済みません。1点だけ申しわけございません。タクシー券の関係についてもそうなのですが、このサービス自体は、済みません。誤解が、私のほうで言い忘れたのですが、大事なことなのですけれども、73歳以上の方については……

〔(あんま・マッサージね) と言う人あり〕

高齢者福祉課長 タクシー券以外のあんまマッサージ等のサービスは継続をします。ですから、現在、今いただいている方、新しく73歳になる方は対象になりませんが、それ以上の方はあんま・マッサージ券のほうにつきましては補助を継続するということになります。

野口委員 それは、諮問した内容というか、よくわからないのですけれども、ちょっとごちゃごちゃしたのだけれども、まず1点、今までの人は支給するけれども、新しくなる人は支給しないと、これはあくまで税金の使い方不公平過ぎるということで、そこからそういうことが施策として打ち出されること自体私は驚きなのですけれども。つまり年金給付みたいに一定お金を払った人はどうするかという問題とは別です。これまるっきり税金なのですから、なぜそういう不公平なことをやるのですか。

福祉部長 ちょっと誤解があるといけないので、私のほうから答弁をさせていただきますけれども、あくまで今のは答申をまだいただいている段階で審議の内容をお話をさせていただいていますので、これが施策になったということではないということは前もってご理解をいただきたいと思います。改めて答申をいただいて、それを執行部のほうでしんしゃくして、平成24年

度以降の施策になりますので、現状では、平成23年度は全く変わりが無い状況でございますので、これが平成24年度の審議ということであれば、また別のお話になりますけれども、あくまで今の審議の内容は、平成23年度は全く変わりはないということもご理解をいただきたいと思っております。

その上で今のちょっと答申される予定の内容でございますけれども、繰り返しになりますけれども、タクシー券については廃止をする。あんま・マッサージ券については、今現状で、例えば平成24年度からとなりますから、平成24年度で73歳の方以上はそのまま継続しますけれども、新規でなる方は廃止をするという形で、それに当然費用的なものが浮いたものについては、先ほど言った幾つかの事業を充実させる必要性を答申の中では盛り込むという予定にはなってございます。もちろん先ほどの市民の足の確保ですとか、いろいろな事業については執行部のほうでもまた平成23年度中には検討していくということになりますので、あくまでまだ平成23年度はこのままの状態ですので、ぜひまだ施策として決めているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

野口委員 あくまで予算審議においては、今動いている状況というのはつかまないといけないということなのです。それは、次年度以降に反映するかもしれないけれども、今動いている状況というのは審議の対象になるわけです。審議の対象、今動いているのですから、行政の考え方、諮問として。ですから、それはまないた、俎上に上ると思うので。

ただ、一言言います。タクシー券についての廃止というか、その後どうするかという問題は、それはその後どうするかという問題で考えていけばいいのですけれども、あんまについて今73歳になった人には継続して、あと20年生きていられれば継続するが、新しくなった人には支給しない、これはあくまで税金の使い方不平等なので、こういう考え方が普通成り立つのかどうか、それ最後にお聞きします。年金、つまり保険料払ったとか、その元手を出した人に対してどうするかということは考えられるかもしれないけれども、全く税金でやる施策について、敬老祝金でもそうです。今77以上になった人は次支給しますけれども、今後77になった人は支給しませんと言えればおかしいでしょう。なぜそういうふうに年齢、今後なる人、ならない人で差をつけるのですか。それを最後にお聞きしますけれども、それは行政の考え方として私は納得できないということで、これはそれだけをお聞きして終わります。

福祉部長 お答え申し上げます。

年齢の問題については、いろいろな事業で年齢で、例えば障害者の手当の関係等についても新規で65歳以上の方とはというような形のももでございますので、これは一概に、確かにその年齢で、ではその段階で73歳以上の方が、基本的にはずっと継続をされるわけでございますが、それ以下の方は、では対象にならないということで、それが不公平だということになりますと、年齢制限的なものはすべてその端境期の方はそうなる可能性がありますので、そ

れを行政の、当然それは市の執行部のほうで、そういう形になった場合のあくまで仮のお話でございますけれども、基本的にはその答申が行われた段階で市のほうでもまたしんしゃくしていくという形になろうかと思えます。

野口委員 私の誤解だったら謝りますけれども、新しく73歳になった人は支給しないとおっしゃったということで、それを私は言っているのに、73歳か80歳で区切ることがよくないとは言っていないので、その点をはっきりしていただいて、もし今言った答えが今後73歳になって、つまり新しい制度が始まった以降73歳になった人には配らない、しかしその前に73になった人はずっと配ると、そういうことでよろしいのですか。そういう制度。その点を確認したいのです。73と区切るのがいいか悪いかという問題ではないのです。そこら辺をはっきりしないと私が言った質疑が全く無意味なので、かつそれが部長がもし間違っただけなら私に対するもう本当。

福祉部長 今回の答申の内容でございますが、例えば平成24年度に73歳になっている方は継続してそのままいくという形になりますので、委員さんが言われるように、新しく73歳になった方は対象外になる今は答申をされるということでございます。それを今現状で、ではどう考えているのかというお話でございますか。

野口委員 ですから、そこで障害者の手当等、年齢制限は無意味になるとおっしゃったけれども、それって私に対する本当にばかにしている答申ではありませんか。年齢制限を問題にしているのではなくて、これから例えば新制度が始まって平成24年度以降4月1日に73になった人には上げません、しかし平成23年度に73になった人には上げますという制度はいかがかと聞いているのに、年齢制限ができないということはおかしいみたいなことをおっしゃったけれども、それは私に対するもう全然答申になっていない、はっきり言ってばかにした答申だと思うのです。はっきり言って……

委員長 よろしいですか。今お互いにばかにしている答申ではなかったと思うのです。今2回目でおわかりになりましたね、部長のほうは。先ほどもおわかりになっていたかと思うのですけれども、要するに継続してもらえる人はもらえて、後々の人たちがもらえないというのは不公平ではないかということですよ。

野口委員 そういうことなのです。年齢制限の……

委員長 それを要するにどう考えるかということをお答えいただければ構いません。それが不公平だと思わないというのであれば、そのまま構わないですし、それは行政としてそういうことはあり得るのかということは今伺っているのですが。

福祉部長 繰り返しになりますけれども、あくまでまだ決定をしているわけではないということでお答えをさせていただくことでよろしゅうございましょうか。あくまで考え……

委員長 よろしいですか。考え方です。結局諮問に対してそれをもうおっしゃっているわけですよ

ね。73歳の今の平成23年度の方まではずっと配布されますと、あんま・マッサージに関しては、けれども、そのとき平成24年度に73歳になられた方には継続されないという考えですよね。そういう考えに対して、要するにもう審議会の方におっしゃっているわけですから……

福祉部長 基本的には、平成23年度から今度は平成24年度に引き上がっていくという形です。新規の方が受けられないということは、74歳の方、75歳の方が対象になってきますから、先ほど私が答弁したとおり、年齢でちょうど端境期の方が受けられないということになるのと同じ意味だと私は考えて答弁させていただいたので、ちょっと誤解があられたかもわからないのですけれども、私の説明がちょっと不足だったのかもわかりませんが、次の年は74歳以上の方、次は75歳以上の方と、こういう形になっていくという内容でございますので、新規の方が受けられないというよりも、年齢が上に上がっていくという答弁をさせていただいたほうがわかりよかったですのかもわからないのですが、そういうことですので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

野口委員 わかりました。そういう理屈もあるのだけれども、これについては一般質問等なり、何かの機会にやらざるを得ません。いや、考え方をお聞きしたかったのです。

安道委員 同じく73ページですけれども、上のほうになります。住宅改修整備費補助事業ということで30万円、前年も同じ額というふうな形で非常に低くなっています。また、住宅改修アドバイザー事業、これも前年よりも半分と、減額というふうな形で示されていますけれども、この事業は現状どうなっているのでしょうか。

高齢者福祉課長 では、まず住宅改修整備補助事業のほう、30万円の関係なのですが、こちらにつきましては平成22年度につきましてはこれまで2件の利用がございました。ただ、それから、済みません。12月補正でもう一件という形で補正をお願いしたところでございますけれども、こちらのほうは年々同じような推移でこのところ推移している関係もございまして、またこちらのほうについては対象工事が20万円を超える部分ということになる、それが住宅改修の対象工事ということになりますので、比較的少ない、少額の金額の工事が多いということも考えられると思えます。

それから、もう一点のアドバイザー事業につきましては、こちらのほうにつきましては以前は確かに利用が高かった時期もございまして、現在におきましては特に、先ほども若干関連がありますけれども、手すり工事とか、そういうものが非常に多くて、比較的相談をしなくても改修する業者の方もすべてわかっておりまして、特にそういうアドバイス関係は必要ないというケースが非常にふえておりますので、そんな関係から少ないのかなということで、この件につきましてはうちの担当の中でも今後どのようにこれをもう一度少ない理由を研究させていただいて考えていきたいというように思っております。

以上です。

安道委員 状況は、よくわかりました。

そうしますと、この住宅改修のほうは今回3件と、プラス1件で3件というふうな状況のようですけれども、なかなかこの利用がふえないというふうな点でこういう点が問題ではないかなんていうお話も今出ていましたけれども、そういった点も含めて高齢者の方々はうち改修するのにすごい決意が要ると。年金で暮らしていて、でも自宅直したいけれども、なかなか直せないし、何かしら助成があれば助かるのだけれどもということによく聞くのです。でも、実態としてこういうのがなかなか生かされていない制度になってしまっているという点では、やっぱりこの制度の内容に何か問題があるのではないかというふうに思うわけですが、これはどういうふうに検討されているのでしょうか。

高齢者福祉課長 この住宅改修整備の関係については、介護保険を利用される方が非常に多くの工事を実際はやっておりまして、介護保険である意味ではその工事が済んでしまうという部分が一番の少ない要因なのかなというふうに思っております。そんなことも含めてこの限度額、例えば生活保護世帯では限度額が30万円ということになっておりますけれども、その利用者の中身、また今のニーズ等を考えてこの整備事業についても研究をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

向口委員 同じく73ページなのですが、真ん中ほど、老人憩いの家事業なのですが、ここに数字が上がっているのですが、昨年の委員会の際に余りほとんど使われていない老人憩いの家等もあるというようなことをお聞きしたような記憶があるのですが、その後どうなのかなと思ひまして、状況をわかっていれば教えていただきたいと思うのですが。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今手元に細かい資料はございませんけれども、今委員さんがおっしゃったとおり、利用を全くされていない場所が今50のうち2カ所ございますけれども、利用されているところは、ほとんど毎日のように利用されておりまして、全体から見ますと、利用率は非常にばらつきはもちろんありますけれども、1年間で200日以上使われているところは、もうほとんど8割方たしかあったと思います。そんな状況で利用率は非常に高いものがあるというように考えております。ただ、今もお話ししたとおり、使われていないところもありますし、また修繕は行っておりますけれども、建物自体が30年近くたつものもございまして、修繕も毎年必要なところはやっておるのですが、そういう問題も含めて今後利用状況についても考えていきたいと思ひます。それから、あと事業として認知症の関係の事業等もやっておりますし、またヤクルトさんの、これは協定を結んでいるのですが、健康づくりの教室等の開催も老人憩いの家でやらせていただいておりますので、そういうものも含めて、老人クラブの活動も含めて利用を今後図っていききたいと、また支援をしていききたいというふうに考えています。

以上です。

向口委員 今2カ所利用されていないところがあるということで、そこは老人会が活発でないという理由なのでしょうか。

高齢者福祉課長 その老人会につきましては、解散をしてしまったという部分でございます。

以上でございます。

向口委員 例えばその施設がすごく老朽化をして使い勝手が悪いとか、そういうことではもしなければ、広く地域の中で使いたいという方はいろいろあると思うのです。いろいろな道があると思うのですけれども、そういったほうで広く間口を広げていただくというようなお考えはないでしょうか。

高齢者福祉課長 基本的には、老人憩いの家につきましては地元の老人クラブの方に管理運営をさせていただいています。その補助金も支給しているわけでございますけれども、一部自治会等の方にもその地域の事情でお願いしている部分もございます。そしてまた、老人憩いの家につきましては他の例えば子ども会の方とか、そういう地域の方の利用についても行っている状況もございまして、ただ若干やはり老人の方が優先という縛りはございますけれども、もともと老人のために、高齢者のためにつくられた施設ということがございまして、そういう事情はございますが、今は広くその辺をうまく使っていただきたいということで老人クラブの方にはお願いをしている状況でございます。それで、2つのところにつきましても、そういう要望は実際には聞いておりませんが、もしそういうことがございましたら使っていただくようにお話をしたいというように思っております。

以上でございます。

野口委員 では、1点だけ、同じく73ページの高齢者等地域ネットワーク支援事業、これは安心カードの作成、配布ということですが、安心カードというのはいろいろ内容があるので、多かっただら見にくいし、少なかったとか、そういう本当に決めるの、いざ決めると大変だと思うのです。だから、この内容の決定というのはどういう過程、経過を経て決めるのですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今の件につきましては、実はネットワークの推進会が事業主体でございますので、ネットワークの役員……

〔何事か言う人あり〕

高齢者福祉課長 ええ。また、うちのほうの担当と実は今月協議をしまして、平成23年度事業で行いますので、その内容について細かい点について検討したいというように思っております。

それから、この関係につきましてはまだ決定をしておりませんが、市民のボランティアの方からこれについてはぜひ協力をしたいということも先にいただいておりますので、そんなことも含めて、また平成23年度の5月とか6月とか機会とらえて、その方も来ていた

だいて検討を一緒にしていただきたいというように思っております。

それから、安心カードにつきましては基本的には消防署のほうにその内容についてお願いをしておりまして、これは緊急時に同じ内容で情報を共有したほうがいいという考え方もございまして、消防署のほうと一緒に協議させていただいてまして、その会議にも一緒に出させていただくということになっております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、目4 老人福祉センター費、目7 老人保健費、目8 介護保険費、目9 居宅介護支援事業費、目11 後期高齢者医療費の質疑を結びたいします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 4時37分 休憩

午後 4時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 延会の決定と次回日程の報告

委員長 この際、お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合によりこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、本日の会議はこれまでにとどめ、延会することに決定いたしました。

次回は、8日、明日午前9時半から会議を開きます。

議事日程といたしましては、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものから教育委員会所管のものからを議題とします。

#### △ 延会の報告(午後 4時39分)

委員長 これで本日の会議を閉じて、延会いたします。

本日はご苦労さまでした。